

---

令和元年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和元年6月20日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和元年6月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 中村 満男君	産業建設部長 …… 林 輝昭君

健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	豊永 充君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	山本 勲君
東和総合支所長	……………	大川 渉君	橘総合支所長	……………	中村 光宏君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君
水産課長	……………	瀬川 洋介君	契約監理課長	……………	伊藤 和也君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

6月13日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。2番、新田健介議員。

○議員（2番 新田 健介君） 失礼いたします。皆様、改めましておはようございます。議席番号2番、新田健介でございます。本日の発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、6月になりました。また暑い夏がこの日本にやっけてまいります。質問に入る前に、まず町内の小中学校の空調整備について触れさせていただきます。

文部科学省学校保健安全法第6条第1項の規定に基づきまして、学校環境衛生基準の一部を平成30年4月に改正しております。その中で温度についても触れられております。

これまで教室環境は、冬期は10度以上、そして夏期は30度以下であることが望ましいとされておりましたが、この改正によりまして、冬期は17度以上、そして夏期は28度以下であることが望ましいとなっております。

そのような中、昨年、幾つかの学校に私自身ヒアリングに行きましたが、朝8時半の時点で教室内の温度が30度あることも珍しくなく、おそらく昼間の暑くなる時間になると35度以上になることもあったのではないかと予想されます。

昨年、平成30年9月議会での同僚議員の一般質問の答弁では、教育長のほうから、予定では平成31年、すなわち今年の夏には空調整備は間に合わない可能性が随分高いとのことだったのですが、その後、私自身も昨年12月に一般質問をさせていただきまして、東和中学校、大島中学校、そして久賀小学校の空調整備を進めていただく御決断をいただき、これで町内の全小中学

校に空調の整備が実施されることとなりました。まだ特別教室など未整備の教室はあるものの、町長、教育長をはじめ、執行部の皆様のおかげで、子供たち、そして先生方に快適な環境を提供していただいたことに、この場をおかりしまして感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、ここからは厳しい質問を3つ行きます。

本町では、移住・定住促進に力を入れ、一定の成果も残してきているように感じております。この移住・定住促進を進めていく上で、私自身、非常に重要と考えている中に、医療、そして教育があります。その中でも今回は、教育に焦点を当て、大きい柱で3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、グローバル教育推進事業についてであります。

外国語指導助手ALTは、町内の小学校全校を回っているようではありますが、このグローバル教育推進事業に関しては、半数の小学校のみで展開されておりまして、未実施の学校もあるとお聞きしております。

本町ではありがたいことに、幼少期からの外国語活動に力を入れていただいております。町内の全保育所において、月に2回程度、外国語活動を実施していただき、先にも述べましたが、ALTは2名配置され、町内の小学校のみならず、中学校も回っていただいております。しかしながら、昨年いただきました成果説明書の中に、次のように書かれてあります。

本町では、保育園から中学校にかけて滑らかな英語教育の連携を図るため、小学校低学年から英語教育を実施することができるとしている。そのため、ALTを2名配置し、町内各小中学校に派遣するとともに、グローバル教育推進事業推進校は、さらにより多くの時間、英語になれ親しむ時間を設定しており、児童の英語に対する関心は高いものになっているとあります。

この文面からも、グローバル教育推進事業は、私自身、意味があると考えておりますが、実際に行っている学校はいまだに半数であり、残りの半分の学校は、せっかくのこのチャンスを逃していることとなります。平成28年に三蒲、沖浦、そして久賀小学校からスタートし、翌29年には森野小学校、その後、平成30年には明新小学校が追加され、徐々に広がりを見せているのですが、まだ残りの半分の小学校では導入されておりません。今後の展望をお伺いしたいと思います。そして、いまだに未実施の学校があるのですが、なぜ全学校で実施できないのかも教えてくださいたいと思います。

さらに、町内の全ての学校で同じような教育を受ける状況にすべきだと考えますが、教育委員会のお考えはいかがなのか、お伺いいたします。

続きまして、2つ目です。2つ目は、語学留学支援事業についてであります。

私自身、これまでの人生でアメリカ、スペイン、韓国、そしてオーストラリアなど、さまざまな国へ留学をするチャンスをいただきまして、大変たくさんの経験をさせていただきました。そ

の私自身の経験を踏まえてみても、この留学支援事業については大変すばらしい事業であり、子供たちにとって意味のある新たな世界が広がる第一歩になるものと考えております。

今回お伺いしたいのは、その留学先についてですが、数年前から継続して訴えているものであります。その要望として、現在のフィリピンのセブ島への留学の支援を行っておりますが、本町の姉妹島であるハワイのカウアイ島に渡航先を振りかえていただきたいというものでございます。

決してこのフィリピンのセブ島が悪いということではございませんが、カウアイ島と本町とのつながりを考えたときに、1963年、昭和38年6月22日に姉妹島縁組を締結し、50年以上が経過しております。これまでも多くのさまざまな交流があったカウアイ島に渡航先を変えることが、本町にとっても、また子供たちにとっても、より意味のあるものだと思っております。

ただ単に語学を学習するだけという留学を超えまして、その土地の背景にある歴史、そして文化を学習することで、留学経験がより中身の濃いものになり、さらにこの留学支援をセブからカウアイ島に振りかえることで、今後もカウアイ島と本町、周防大島町のかげ橋になっていく人材をつくっていくということも大切なことだと考えております。

瀬戸内のハワイ、よく言います。これが名ばかりで終わらないように、しっかりと姉妹島と連携し、1つ目の質問と重なってくる場所もございしますが、せっかく幼少期から外国語活動に取り組んでいただいているのであれば、それを使うことのできる道を用意してあげるのが私たち大人の責務だと感じております。町長、そして教育委員会のお考えをお伺いいたします。

最後、3つ目です。3つ目は中学校の統合についてであります。

2年後の令和3年に東和中、安下庄中、そして久賀中が統合し、統合中学校が開校する予定になっております。

そのような折、まず魅力化検討委員会が立ち上がりましたが、それはどのようなメンバー構成で、どのような話し合いが何度行われたのか、お伺いしたいと思います。

そして本年度、統合準備委員会が立ち上がったと思いますが、同様にメンバー構成、話し合いの内容、開催頻度をお尋ねさせていただきます。

また、現在の小学校5年生、6年生、そして中学校1年生は、令和3年の統合時にそれぞれ新しい中学校では新中学1年、2年、3年生となりますが、その中でも特に高校受験を控える新中学3年生、すなわち現在の中学校1年生の子供たちへの特別なケアあるいはフォローは何か考えておられるのか、お伺いいたします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 新田議員さんの、グローバル教育推進事業についての御質問にお答えいたします。

小中学校でつながりのある英語教育への取り組みを通して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることは、本町の重点施策の一つと考えております。

小学校においては、来年度からの新学習指導要領全面実施に向けて、3・4年生に外国語活動が、5・6年生に教科としての外国語科が導入され、各小学校において、来年度を想定して、授業時間の確保等、先行的な取り組みを実施しております。

お示しのあった外国語指導助手、いわゆるALTにつきましては、本町で2名を配置し、全小中学校に巡回指導をする体制を構築しており、児童生徒の英語を用いたコミュニケーション能力の育成等の充実を図っております。

お尋ねのあったグローバル教育推進事業につきましては、英語講師を派遣して、主に小学校の低学年と中学年を対象として、英会話学習等を進めており、今年度は、推進校として小学校5校で取り組んでおります。

また、グローバル教育推進事業の未実施校につきましては、英語講師派遣事業として、各学期に1回程度、英語講師による指導を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成する教育環境を整えております。

英語講師としての人材確保等においては、各学校の実情が異なる面もありますので、教育委員会としては、各学校と連携を図り、人材確保等に努めてまいります。

本町の児童生徒のために、英語の学習を通して、言語や文化に対する理解を深めたり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけていくことは、とても重要なことであると考えております。引き続き英語教育の充実に取り組んでまいりたいと思います。

次に、語学留学支援についての御質問にお答えします。

まず、現在実施しております語学留学支援事業は、平成27年1月21日に山口大学との間で締結した包括的連携協力に関する協定に基づく事業として行っております。これは本町が英語教育の充実を図る取り組みの一環として、和木町や阿武町と合同で平成27年度から始めたものでございます。

留学先がフィリピン・セブ島であることにつきましては、山口大学国際総合科学部の1年生100人が1カ月間、マンツーマンレッスンを行う語学学校において、英語漬けの環境の中で、生きた英語の力を測定する世界共通テストであるTOEICの得点を、それぞれの学生が100点アップを目指すという話をお聞きし、語学力に個人差があってもマンツーマンの指導であれば、参加者それぞれのレベルアップが見込まれ、そのような環境で学習することが最適と判断したこと、また、連携協力により、山口大学の教員が旅費と滞在費のみで引率業務の御支援いただけることによるものでございます。

御質問の語学留学の実施場所の変更についてですが、昨年6月、ハワイ日系移民150周年

記念式典等へ山口県訪問団が参加しましたが、その際、山口県知事や周防大島町長などの一行がカウアイ島を訪問し、ハワイ大学カウアイコミュニティカレッジにおいて語学留学生の受け入れについて協議をし、意見交換を行いました。また、先月、カウアイコミュニティカレッジの国際教育コーディネーターが来町され、夏休み期間の短期語学留学生の受け入れ体制などについて、協議と御提案をいただいたところでございます。

カウアイ島での語学研修事業につきましては、総務文教常任委員会で御意見をいただき、大きな課題の一つとなっております。マンツーマンレッスンからグループレッスンへの指導形態の変化や、引率を山口大学の教員から、全てを本町でコーディネートしなければならないことによる人材の問題や、語学に係る経費の増嵩に係る保護者の大幅な負担の増額などの多くの課題があります。

しかしながら、周防大島と姉妹島であるカウアイ島へ変更した場合、語学学習のみならず、文化面や日系の方々との交流などが加わる可能性があり、セブ島とは異なった新たな魅力もありますので、関係する方々と詳細な協議を進め、実現に向けた調整を図る予定でございます。

次に、中学校統合についての御質問にお答えします。

中学校の魅力化に係る検討につきましては、令和3年4月の中学校再編に向け、魅力化検討委員会を設置し、協議・検討をいたしました。

当委員会のメンバーでございますが、多様な意見を拝聴したいという考えから、UIターン者や起業家、PTA会長や教員代表の学校関係者、地域連携教育アドバイザーなどの有識者で構成いたしました。

検討にあっては、第一段階統合後の魅力ある学校づくりをテーマとして、現在の4中学校のそれぞれの現状を共有しながら話し合いをしました。また、児童生徒を対象に実施した部活動についてと中学校生活での取り組みについてのアンケート調査の結果をもとに検討を進め、活発な意見交換がなされました。

最終的に取りまとめられた主な内容は、これまで以上に基礎学力を確立し、学力格差の是正を図る。キャリア教育の継続と、地域の特色を生かした体験学習を実施する。通学時間、隙間時間の有効活用を模索する。生徒の意見を吸い上げ、子供の自主性を養うような対応をする。部活動の再編は子供の意見を反映しつつ、状況を考慮し決定する。部活動は文化部の充実も必要である。子供たちが大島に愛着が持てるよう、伝統文化の継承も考慮する。周防大島高校との連携強化を図る。各種検定、漢検、数検、英検の支援を継続する。より一層、英語教育に力を入れるなどで、本件につきましては4中学校へ通知したところでございます。

なお、会合の回数につきましては、当初3回の開催を計画しておりましたが、10月の大島大橋の事故対応の影響により2回となりました。この部分の補いにつきましては、文書を通じての

意見集約を二度行うとともに、最終的な取りまとめについても意見をお伺いしたところでございます。

次に、本年度に設置した統合準備委員会でございます。

当委員会は、3中学校の統合により、新たな中学校の開校に向け、多くの事柄を整理し、必要な準備や具体的な調整をする会であります。

このことから、当委員会のメンバーは、統合中学校の校長・教頭・関係主任教諭、統合中学校のPTA会長・PTA保護者代表、学校運営協議会会長、久賀・東和・橘地区の小中学校長、地域連携教育エリアアドバイザー、周防大島高等学校教務主任の方々に構成しております。

また、協議検討や調整する内容につきましては、学校の名称・校章・校歌に関する事、PTAや学校運営協議会の組織運営に関する事、学校経営方針や教育課程に関する事、通学体制に関する事、制服や持ち物等に関する事などでございますが、多くの事柄の調整があるため、総務部会・教育課程部会・生徒指導部会の3つの部会を設置し、調査・検討・調整を行うこととしております。

なお、会合の頻度については、本年度は7回を想定しています。4月25日に第1回準備委員会を、5月16日に総務部会を開催しております。来月には教育課程部会と生徒指導部会の開催を予定しております。

最後に、統合時における子供たちのケアについてでございますが、現在、小学校5年生・6年生、中学1年生についての対応につきましては、統合前の段階で、児童生徒が互いのことを知り、統合した中学校でともに生活し、学んでいく意識を高めることが必要であることから、学校の行事や授業等で交流できる場面について検討していきたいと考えております。今後、各学校の実情を含め、検討してまいります。

さらに、統合中学校という新しい環境の中で、生徒が充実した中学校生活を送ることが何よりも大切でありますことから、教職員と生徒、生徒同士の豊かな人間関係づくりも含めて、生徒一人一人への十分な配慮が必要になってくるものと思われまます。

統合中学校における指導体制、相談体制の充実を図るとともに、これまで同様のスクールカウンセラーによる人間関係づくりについてのプログラムの実施や、スクールソーシャルワーカー等の専門的な立場からのサポートの充実についても、引き続き取り組んでまいります。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。

まず、じゃ順を追っていきます。グローバル教育推進事業についてから。これを現状、10校のうちの半分で実施されていると思いますが、その半分はどういった基準で選ばれるのか、まず教えてください。

やっていないところは、なぜやっていないのかというのをもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。小学校低学年では、外国語活動の時間は位置付けられておりません。ですから、希望する学校にするという形です。だから、外国語活動も特色の一つという形で、希望する学校は支援しましょうという形です。

それから、先ほど申しましたが、月1回は英語の講師が実施していない学校に回っていますし、昨年度から英語指導教員が加配でおりますので、その方も各小学校を回っております。

それから、これはオープンにしていますが、小学校6年生が英語のデイキャンプというのをやっております。ことしも米軍基地のエレメンタリースクールに行く予定にしております。

そして、先ほど申しましたが、昨年度から新学習指導要領を先取りして、3年生以上には必ず外国語活動あるいは外国語の教科をやっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 位置付けられていないということで、していないということでもあるんですけども、先ほども冒頭でも言いましたが、この成果説明書の中でも、滑らかな教育をやっていく上で、教育長も先ほどからおっしゃっているように、中学校・高校の英語もこの指導要領に伴って変わるんですね。中学校のほうも基本は2020年、来年度から基本はオールイングリッシュで進められると思います。それも指導要領の中に入っていると思います。

おっしゃっているように、先ほど、来年度から小学校3・4年生は外国語活動がきちんと入る、そして5・6年生、高学年は教科として、算数・国語・理科・社会と同じです。教科書を使って成績がつくようになる。それとの逆算で考えると、冒頭にも私、そちらで質問をさせていただきましたけども、せっかく保育園で月に2回程度、外国語活動を入れていただいているのに、1・2年でちょっと止まってしまうというのは、おかしいんじゃないかなと思って、教育委員会の方がよく言われるのが、平準化を図るというのをよく言われるんですけども、ここでは平準化が図られていないわけじゃないですか。そこはしっかりと、やっていないところに対しても、教育委員会のほうから、これやりなさいというぐらいの覚悟を持ってやるべきだと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） このグローバル事業というのは、もしもやろうとしたら、プラスアルファの時間の確保とかをやります。小さい学校でしたら、3・4年生の学習の中に1・2年生もまじるとか、いろいろ工夫していると思います。

ですから、かたい話で恐縮ですけど、一応教育課程としては、この教科、この時間はしようと



いう標準がございますので、それについては私たちのほうも、これをしなさいということは言えます。でも、今回の場合は、ある程度それぞれの学校の希望で、例えば、総合的な学習を例にとりますと、外国語に力点を置くところ、福祉に力点を置くところ、ふるさと学習に力を入れるところ、キャリア教育と、それぞれ学校の特色と考えています。

ですから、時間外にプラスアルファするグローバル事業ですので、やはりその学校の実情等を踏まえて、希望するところは支援しますよという形にしていたので、先ほど議員さんがおっしゃったように、最初は3校でスタートして、順次増えていく形で、どういうふうにしたらその時間が確保できるかとか、あるいは1・2年生まで交えてやるかとか、それはやっぱりそれぞれ工夫していますので、一律にこれをしなければならぬという形ではないかと思えます。

ただ、何とか工夫してやりたいというところには応援したい、そういうところがあれば、ぜひ予算もつけますよという形で進めている段階です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。本当に素晴らしい取り組みだと思し、先進的にやっけていただいているんで、ぜひ前に進めていただきたいですし、確かに人材の確保というのが、その地域地域によって違うと思うんです。私がいる場所は、たまたまアシスタントが大体2人から3名、アシスタントに入られております。私自身も学校へ行ってお手伝いすることもあるんですけども、そういった状況が確かに難しい地域もあるかもしれないですけども、それは逆に、いろんな方にお声がけいただいて、僕も何とか探そうともそりゃ思いますし、よっぽどだったら私自身が行ってもいいぐらいだと思っていますんで、前に進めていただきたいと思えます。

あともう一つ気になるのが、さっきのオールイングリッシュが始まるという中で、この幼少期からの英語教育というのは、非常に重要になってくると思うんです。中学校の英語の専任の方に何人かお話を聞いたところ、オールイングリッシュをしようにも、やはり小学校で文法が導入されているという前提だったらオールイングリッシュができるけども、そうじゃなかったら、やっぱりできないと。例えば、キャン、何々することができるというのを、わからなくて英語で説明せえと言われても、やっぱりそりゃものすごい膨大な時間がかかるわけですね。

だから、そのあたりを含めて、しっかりと小学校までに、連携を中学校ともしながら、ここまで教えてくれ、そして学習指導要領が変わるんだから、中学校ではもう英語でしゃべるよというぐらいの意気込みを持って、こういった教育に取り組んでいただきたいと思えます。そのあたりが、どうしても1・2年生でやっぱり月に1回とかじゃ足りないと思うんですよね。以前に、これは1年か2年前ですかね、委員会のほうでも御要望させていただいて、もともとALTの配置が中学校が1.5、小学校が1だったんですね。それを私自身も現場に行ってみて、中学校で

ALTが入る意味が余りないなというのを感じていまして、できれば中学1対小学校1.5にしてくださいという要望を上げて、今はそういう状態になっていると思います。小学校のほうが割合が高くなっていると思います。そういうふうに、やっぱり現場に見合った判断をこれからもしていただきたいなと思います。

じゃ、最後もう一個だけ、このグローバル教育について。できるのであれば、学校長判断で基本的には教育委員会にやりたいというのは言われているんですかね。あるいはこの教育委員会のほうから、こういうのがあるけども、どうかというのが、お勧めしているような感じなんですかね、そこをもう一度御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） こういうのがありますと紹介しています。こういうサポートはできませんというのは紹介しています。

ただ、学校にはそれぞれの学校課題もありますので、どこに力点を置くかというのはやっぱり校長で、教育課程は校長が決めますので、アドバイスはします。こういうことがあればします。

だから、少し話は飛びますが、例えば、中学校でもキャリア教育でも、アプローチは全部違うと思うんですよね。そういうふうに、やっぱりそれぞれの学校の特色も生かしつつ、こういうこともあれば、ぜひ応援しますという形で進めているところです。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。引き続きぜひ、せっかく本当、何度も言いますように、幼少期のほうがやっぱり英語は食いつきがいいと思います。英語は日本だと教科、科目なんですけども、そもそも言語、言葉ですから、できるだけ小ちゃいうちに、食いつきがいいときに、耳からならせてあげてほしいなと思います。

それでは、引き続き、2番の語学留学の支援事業についてお伺いいたします。

先ほど、ちょろっとうれしい文面は教育長からもありましたけども、文化面とか、日系の方との交流もあって、メリットも考えられると。実施に向けた調整を図る予定というのは、今まで余りこういうのは出てこなかったと思うんです、このカウアイについては。私もずっと数年来、要望してきましたけども、基本的に山大との連携で終わっているような話だったので、少しずつ前に進んでいるのかなと感じております。

そんな中、まず1つ目の質問をさせていただきたいと思います。ハワイのカウアイ島、ここと姉妹都市の縁組をしている市町が国内のほかにもあると思うんですが、その市町は御存じなのかと、あと、またその市町がどのような交流を図っているのかというのは御存じかどうか、お伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 現在、カウアイ島との姉妹縁組をしているところにつきましては、本町以外では、私のわかっているところでは、福島県いわき市、滋賀県守山市、沖縄県の石垣市であろうかと思えます。こういった取り組みをしているかについては、ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんので、わかりません。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。私も偉そうに聞いている割には、そんなに私も知らなかったんですけども、今回これを、やっぱり質問するにあたり、いろいろと調べてまいりました。さすがこの姉妹都市がすぐ出てくるだけでも、やるなと思いつつながら。

実際に、今おっしゃった沖縄の石垣、滋賀の守山、そして福島県いわき市、全部、ちょっと行くわけにいかなかったのが、電話させていただいて、担当の課といろいろとどんな交流をしているのかというのを調べてまいりました。ちょっと読み上げさせていただきます。

まず、沖縄の石垣市ですが、こちらは1999年に姉妹都市締結を結んでおります。石垣は、カウアイ島だけじゃなく、台湾の宜蘭県とも姉妹都市の締結をしております。こちらでは、2004年から毎年3名ずつカウアイ島に中学生を派遣しております。その選定方法として、例年5月ごろにスピーチコンテストを行っており、テーマを出して約2分ほど英語でスピーチをして決めていくということでした。本年度も5月の26日、石垣市長杯中学生英語スピーチコンテストという名で開催されております。

続きまして、滋賀県の守山市です。守山は1975年に姉妹都市の締結を結んでおります。こちらは、カウアイ島だけじゃなく、アメリカのミシガン州、そして韓国の忠清南道とも姉妹都市縁組を結んでおります。ここでは、毎年アメリカのミシガン州のエイドリアン市、この姉妹都市ですね、に留学生を派遣しているようです。カウアイ島にも、以前は半年ほどの短期留学という形で高校生を派遣していたそうなんですけども、現在、ちょっとこちらのプログラムがなくなってしまって、どうしても、その中でもカウアイ島との交流を図りたいというのはずっと念願だったらしくて、平成30年度にもりやま夢プロジェクトというものが立ち上がって、平成30年3月下旬に、ここも英語のスピーチコンテストを実施して、3名がカウアイ島に派遣されております。ここも、電話で担当の課長様のお話では、これからもカウアイ島との交流は続けていく予定でありまして、今回、平成30年に派遣された最後の子たちも、帰国後もその体験談などを話して、非常に有意義な時間を過ごしたということをおっしゃっておられました。

最後に、福島県いわき市、こちらは2011年に姉妹都市連携を結んでおります。映画、フラガールの舞台になったこともあり、カウアイ島との交流も盛んだと思って、ここを実は一番最初に連絡したんですけども、残念ながら、カウアイ島との、今、派遣は行っていないとのことでした。いわき市では、ほかにもオーストラリアのタウンズビル、中国の撫順とも姉妹都市の連携

を締結しております。観光課に連絡をしたところ、このオーストラリアのタウンズビルには、学生を派遣しているということでした。

いずれの自治体でも、姉妹都市に対して、中学生あるいは高校生を派遣し、交流を図っている。そして、いずれの都市も姉妹都市が複数ありましたね、今回は。何とか交流を次世代につないでいきたいというのは、どこの自治体からもすごく感じられました。非常にいいお答えをいただきまして、30分から40分ぐらい、それぞれの自治体の方と話させていただきました。

本町はカウアイ島が唯一の姉妹都市でありまして、ここにもっと力を入れて、他の市町に負けないようなプログラムをつくっていくべきだと考えますが、今ちょっと長く述べましたが、自治体の事例を踏まえた上で、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今、外国語留学支援という形のお話だと思います。ですから、先ほど申しましたけど、マンツーマンで英語漬けの教育は、通して英語の力が伸びるだろうという前提で、なおかつ山口大学の実績もあり、山口大学の人が引率してくださるという形で、今、セブを選んでおります。

ですから、先ほど最後に言いましたけど、この語学留学支援をどこに力点を置くか、何を目的にするかで変わるかなと思います。ですから、語学留学の支援なのか、将来的には文化交流なのかによって立場は変わるのかなと思います。それで今、先ほど申しましたけど、今まではマンツーマンでしたが、今度はグループレッスンになるように聞いています。宿の問題あるいは経費の問題等ありますので、やはり変えるとしたら、まだまだ詰めていく問題が多いかなと思います。

私どももカウアイ島との交流は大事にしたいと思っておりますが、限られた財源を何にどう使うのがより妥当なのか、税金を使いますので、その辺も含めて検討していきたいなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。英語漬けというのは、本当にずっとおっしゃるんですけども、私自身、冒頭にも述べましたが、最短で1カ月をいろんなところに留学もさせていただいて、正直、2週間は語学という観点で考えると、劇的にうまくはならないんじゃないかなと。スイッチを入れるための留学です。たまたま語学留学支援という名になっているので、どうしてもそこにフォーカスしてしまうんですけども、僕はそうじゃないと思います。セブに行こうがどこに行こうが、語学力としてのレベルは変わらないです。英語漬けだろうが日本語がちよっとまじろうが、それは絶対変わらないと思います。私自身もさまざまな環境がありました。僕だけで日本人一人のときもあつたし、日本人がたくさんいるときもあつたし。比べてみても、2週間というスパンの中、1カ月以内のスパンの中だったら、この語学の英語漬けであろうがど

うであろうが、そこはもう除外していただきたいと思います。そうじゃなくて、やっぱりもうちょっと違う観点で前向きに、どこだったらベストなんかというのをちょっと考えていただきたいなと思います。

町長は、カウアイ島は毎年のように行かれていますと思いますが、カウアイのええところをちょっと何かお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 教育長さんのほうからの答弁で言い尽くしておるとは思いますが。

ハワイのカウアイ島との姉妹島交流というのは、1963年から56年間も続いておりますし、そしてまた、それ以前に、明治18年から27年までの9年間の間に4,000人ものこの大島からハワイに移民をしたという、その歴史的な大きな流れの中での姉妹島提携、そしてまた、姉妹島の交流だというふうに思っておるところでございますから、単なる何か新しい交流ができたから姉妹島、姉妹都市になろうというようなものではないというのが大島の特徴だと思っておるところでございます。

私もカウアイ島に何度か訪問しておりますので、カウアイ島のほうで石垣の人や守山の人や、そして、いわきの方々ともお会いするという機会もございました。

しかしながら、それぞれの姉妹島の交流のタイプとか特徴というものがあるんだろうと思います。私たちは、ずっといわき市のほうの方が一番よく何度もお会いしておりますが、いわき市は、実は市のほうがやっておるのではなくて、いわき市のロータリークラブが学生を派遣するということで、ここでは毎年というわけでもないんでしょうが、何人かについては、1年間の留学を支援をするというような形もあった。そしてまた、それから帰ってきた女性の学生さんが、今度は帰ってきて、国内でホテルにお勤めになっておられて、そして、その方が今度はカウアイ島から来た方をコーディネートして、うちにサポートして、うちにも来ていただいたというケースもございます。

そういうことから、それぞれ、いろいろ姉妹都市、姉妹島提携を結んでいるところでも、タイプがあるんだろうというふうに思っております。

じゃ周防大島はこれでいいのかということになりますが、周防大島も、以前は実は小学生のスポーツグループをカウアイ島に十数人単位でから派遣したり、いろいろあった時期があります。それは、それじゃ何で今それができないかということになりますが、今も国際文化協会という財団がありますが、この財団に基本財産が約8,000万円あります。その8,000万円を使ってやるのではなくて、その8,000万円から上がってくる利息を使ってこれに充てているというのが、今、活動の原資なんですね。

ですから、以前は約8,000万円あれば、四、五百万円の利息がつくという、バブル時期な

んですが、そういう時期がありましたから、そういうたくさんの子供たちを派遣するというのもできた時期もありますが、今現在は何と言いましても、1年間に百数十万円ぐらしか利息がとれないという状況なので、なかなかそういうことができないという、姉妹島交流のほうのことにつきましては、概略そういうことでございます。

もう1点、これは姉妹島交流という意味ではないんですが、大島から毎年カウアイ島には、派遣じゃないんですが、行っております。それは大島商船高専の学生さんが、これは商船高専が募集をいたしまして、そして商船高専の学生が昨年も3人ほどカウアイ島に行きまして、市のほうにもホームステイ等でお世話になったということもありますし、そしてまた、商船高専はカウアイ島だけを募集しているんじゃないから、グローバルにいろいろなところの海外研修を募集して、それに対して1人10万円の助成をしておるということですから、やっぱりハワイがどうしても費用がかかり過ぎるという問題がありますから、学生さんが一番行くのは、やはり東南アジアで、そしてまた台湾のほうだというふうに聞いておるところでございます。

それと、以前から議会のほうからも、いろいろこの語学研修について、提案、そしてまた提言もいただいているところでございますが、一番初めのスタートは、先ほど教育長のほうから答弁したとおりですが、実は山口大学の国際総合科学部ができたとき、そのときに周防大島町と将来の学生の研修先、できるときでしたから、まだ。将来、学生が周防大島でもフィールドワークをするというような形で、何人かのグループを受けてもらえませんかということから始まって、山口大学との包括連携協定が結ばれたというふうに思っております。

その包括連携協定の一環として、先ほど言いました、セブ島での研修もお世話させていただきたいということで、じゃ、うちのほうもそこにしましょうということで。そして私が和木町と阿武町に声をかけて、みんなで3町で一緒にやりませんかということからして実現した研修でございます。

そしてまた、今おっしゃられたように、2週間ではだめだよというように聞こえましたが、2週間よりも、そりゃ1カ月のほうがいいに決まっておると思いますが、山口大学の国際総合科学部は、大体入学して9月ごろから1カ月間ほどフィリピンのセブ島でマンツーマンの語学研修をやって、TOEICを100点ほどアップさせるんだというようなお話もありまして、そして、マンツーマンができるのは、やっぱりヨーロッパとかアメリカとかではなかなかできない。それは人件費の問題があるから、セブ島であればマンツーマンでできるということで、それはマンツーマンがいいだろうということで、私もそれに乗ったという、そして、そういう計画をつくったという経緯がございます。

そういうことでございますので、やはりカウアイ島で研究をするということは、以前からその御提案をいただいてから、こっちはずっとやっておるんですが、やはりいろいろ課題、ネックに

なるものもたくさんあります。やっぱり一つには、旅費の問題が全然格段に違います。そしてまた、もう一つは、今、受け入れ先とすれば、カウアイ島であればKCC、カウアイコミュニティカレッジなんですけど、KCCは、実はこの時期ちょうど夏休みなんです。こちらが夏休みのときは、向こうはもう完全に休暇中なんです。休暇中ですから、先生をきちんとそろえるためには、休んでいる先生を全部出さなくてはならないということなんです。

ですから、セブ島のように、語学生をきちんと募集をしとるというわけじゃなくて、私たちと今、このカウアイコミュニティカレッジとの間で協定を結ぼうとしておるんですが、これはそういうこととして、休暇中の先生方に出ていただく、そしてまた、私が今、協議をしておるのは、先般5月14日にも向こうから来られたんですね。その協議をしておるのは、例えば、6名を標準としてやろうということに、いろいろモデル的につくっておるんですが、それにしても、今のセブ島に派遣しておる費用の約倍かかるということになります。

それはなぜかと言うと、向こうの語学研修の研修費用も旅費も、そしてまた、引率の先生も、先生が引率する方々も全て、こちらは自前でやっていかなければならないということで、これが向こうであれば、6人が仮に4人になったときでも、全く費用は変わらないんですが、今回6人がもし仮に4人になってしまうと、割り戻さにゃいけません、4分の6で。ですから、それはまたさらに費用が増してくる。確実に6名が確保できるというあれがないと、そういうふうなネックもあるわけでごさいます、もう少しまだまだ詰めていかなければならないことがたくさんあると思っております。

しかしながら、語学研修だけに特化すれば、それは確かにセブ島の語学学校もいいと思うんですが、私たちも、そうじゃなくて、もっとグローバルな人材を育てるためには、語学プラスそのカウアイ島での体験、そしてまた、日系人との交流とか、そういうことも非常に重要だと思っておりますので、そういう形のを踏まえた語学研修ができないかということは詰めておるわけでごさいます、詰めるだけじゃなくて、いろいろまだハードルを越えなければならぬことがたくさんあるということも御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、結構、具体的な話になっているというのは紹介しておきたいと思っております。プログラムに関する詳細を決めた協約書、そして友好的な関係を正式にする覚書を交わそうではないかというような細かいことも既に話し合いは進んでおるわけですが、まだまだいろいろ解決しなければならぬことはたくさんありますが、皆さん方、議会のほうからもたくさん要望をいただいております。やはり姉妹島提携を結んでおるハワイでの交流と語学研修を一緒にやったほうが、もっと実が上がるんじゃないかという御提案もいただいておりますので、それについても詰めておる最中でごさいますので、ここら辺をクリアできれば、ぜひともカウアイ島での研修も考えていきたいというふうに思っておりますのでごさいます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 丁寧な御説明、本当ありがとうございます。本当、以前よりは少しは、半歩、一歩進んだのかなというのでありがたいことでございます。

一気にいろいろお話を、ずっとこの話をしているわけで、山大の連携、和木町・阿武町とのかかわりもあって、全部をばっと変えるのは難しいのであれば、2本で最初は走らせてみるとか、いろいろと考え方はあると思うんですけども、前向きに考えていただきたいと思います。

ちょっとこれ何時までですかね。（発言する者あり）

じゃ最後、中学校の統合について質問をさせていただきます。

平成の29年12月議会で可決されまして、この統合中学校が令和3年にできるということになりました。その前までは割と議会でもいろいろと声があだのこうだとあったんですけど、その後何もなくて、しらとなったときに、先般6月17日にホームページに、校名のアンケートを書いてくれみたいなことが書いてあって、私自身もちょっとびっくりして、魅力化検討委員会が最初に立ち上がっていると思うんですけども、その声というのが実際に、もっと校名とかじゃなくて、中身のところを、どのようなお話し合いをされているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 魅力化検討委員会については、先ほどお話を申し上げたと思います。

少し遅くなって申し訳ないんですが、広報7月号にも魅力化検討委員会で話し合った内容は載せる予定にしております。

それから、新しくやっている統合準備委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、校名だけじゃないんですが、どういう教育課程を組むかというので研修主任とか教務主任も入ってやっています。そして部活のほうも、どういうふうに一緒にやるかというのも話し合っています。

ただ、先を見通した場合に、ある程度、校名というか、方向性が要るだろうという話で、準備委員会で話し合いましたので、その中で校名の決め方についても、いろいろ全体会で議論しました。その結果、総務委員会でまず原案をつくってもらってという形で、三十幾つ案があったと思いますが、その中で5つに絞っていただいて、そのうちの中から選ぼうという形に今しているところでございます。

ですから、先ほど申しましたけど、制服等の問題もありますので、それについては生徒指導部会が、先ほどおっしゃった教育の中身については教育課程部会で、また7月から協議をしていくことになっております。

○議長（荒川 政義君） 教育長、聞かれたことを答えて。新田議員。



○議員（2番 新田 健介君） では、本当、校名、さっきおっしゃった制服だったりというのもとても重要だと思います、むげにはできないと思います。

ただ、私がすごく思うのが、結局どんな学校をつくっていくことが魅力があることなのか、やっぱりそこです。どんな学校になるのかというのが一番重要で、きょうはできれば、町長と教育長が思われる、どんな学校像だったら魅力があるということなのかを、この議場でお伺いしたいと思います。教えていただきたいと思います。

結局、ゴールがなかったら、ぼんやりするんですね。だから、やっぱり私はこう思っちゃうのちゅうのを言うていただきたい。私が思うに、僕が思う魅力がある学校ちゅうのは、例えば、神代とか大畠からも来てもらえるような、大島にはこの学校があるから移住してみたいなと思えるような学校、それが本当に僕はできてほしいなと思っています。決まったんだから、これはチャンスと思っているんで、そのあたりをお二方、町の方々にどういった学校の思いがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） では、まず私の思いを伝えます。

私自身は、やはり基礎的な学力は要と思っています。そして、新しい学習指導要領が2030年を目指した指導要領になっていますが、自分の頭で考えると、いろいろな状況に対応する、そういうふうな力が要ります。ただ、そのためには、ある一定水準以上の基礎学力は要りますので、それは当然あると思います。

ですから、そのために今、学校教育課でも大変力を入れているんですが、授業をどう変えていくか、授業が魅力ある、そこで子供が力がつく、基本なんですけどそれが大きな魅力だろうと思います。何か目玉を打ち立てて、それだけではいかないと思います。

だから、その学校に行ったら自分たちの力もつく、そして、ふるさとを愛する心も育つ、当然でしょう。同時に、やはり子供たちが伸びていくことが一番大事だと思います。そのために、やっぱり授業改善だと思って、授業が魅力ある、こんな授業がある、成立する、そういう学校を目指したいなと思っています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 統合されて新しい中学校がもう間もなく誕生するということになり、いろいろその中で、それに向かって検討をいただいておりますということだと思いますが、私の思いとこのことを披露せえということでございますので、申し上げたいと思いますが。

以前、私は、久賀高と安下庄高校が統合される前の安高を支援する会というのを、旧橋町のときにつくって、その事務局長を長いことやっております、その当時も、高校存続問題ちゅう

のは既にずっとたくさんあって、その中で保護者と生徒の皆さん方にもアンケートをとったこともあります。そしたら大半、大半というよりも、もっともっと率が高く、保護者のほうは、やっぱり高校であればいい大学に行ける高校にしてほしいと。それで、子供たちも、生徒のほうも、いい大学に行ける学力をつける学校が望ましいというのが非常に多かった。実はそれすごいギャップがあると思うんですよ、親にしても、生徒にしても。

しかしながら、やはり高校というのは、大学進学を本当に望んでおるんだなというふうに考えたんですね。そして、今、中学校を考えると、中学校の中も、それは高校ほどではないと思いますが。しかしながら、今、高校も非常にグローバルといいますか、通学区域もどんどん、県内どこでもいいということになっていますし。

そういうことからすると、やはり学力がきちんとつく、そしてまた、高校進学に不利でないような、こういう大島の中学校であっても、進学に不利でないというようなことが非常に、本音とすれば、高いのではないかなというふうに思うわけです。ほかにもたくさんあると思いますよ、新しい中学校に期待するものちゅうのはたくさんあると思いますが、私はやっぱり、私はもう既に子育ては済んでおりまして、孫の代になっておりますが。

しかしながら、そうして考えたときでも、子供の将来を考えると、やはりそこは一番押さえておかなければならないところではないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。本当に教育長がおっしゃるとおり、基礎学力も、私自身もすごく大切だと思っておりますし、町長もおっしゃるとおりで、聞いてよかったです。やっぱりゴールがないと、しっかりと旗を振って、こういう学校をつくりたいんだということを上の方が言っていて、それに対して何が足りないのかというのを我々も考えながら、一緒に進めていけたらなと思います。

たまたま、久賀中学校を統合する場所というのは、幹部交番があったり、公民館があったり、健康管理センターがある、防災センターがある、立地的にはすごくええところだと思います。そのあたりももっといい連携を図りながら、交番のほうにもお願いをして、しっかり見回りもしてもらって、部活動も体育館1個じゃなくて、健康管理センターを使ったりだとか、さまざまな考え方ができると思うんです。その辺もきっとメリットになると思いますし、そういうところをどんどんアピールしていただきたいと思います。

統合はもう本当に間近に迫っております、もう一つ、最後に挙げていました、新中学校ができたときの受験生に対しては、しっかりとケアしていただきたいなと思います。最初の御答弁で、教育長のほうから、考えてはおるちゅうことだったですけども、もう2年後に迫っております。ぜひ入って、ばたばたする状態をつくるんじゃなくて、そのときにしっかりと4月から落ち着い

た状況で受験に臨めるような体制を、今からしっかりと考えていただきたいなと思います。

じゃ最後に、ちょっとまとめをさせていただきます。周防大島町、本町の未来を考えたときに、その未来を担う子供たちのために何ができるかを考えることは、私たち大人一人一人の責務であり、教育と子供たちに対する投資は必要不可欠なものだと私自身考えております。

この人数規模だからこそできる教育、それがきっとあると思います。教育環境がすばらしいから、この周防大島町に移住したいという方が一人でも多くなることを願っております。その中で私自身も力になることができるのであれば、何でもやっていきたいと思っております。

そして、今回出させていただきました大きな柱で3つの質問は、いずれも密接に結びついております。外国語教育が年々変化していく中、グローバル教育推進事業をしっかりと行っていただき、あの学校に通いたい、そして通わせたいよと思うようなすばらしい学校環境を整備する。そして最終的に、その整った環境の中で努力し、一生懸命頑張った生徒に、姉妹島であるカウアイ島で広い視野を持った国際性豊かな人材を育成する。さらに、これはちょっと可能であればなんですけども、この留学を足がかりにして、カウアイ島との連携をより密にし、周防大島高校からKCC、カウアイコミュニティカレッジ、ここへの進学など、他の市町ではできないようなプログラムを組むことで、より魅力のある学校、そして町にしていくことができると考えております。今回の質問に挙げた内容を、それぞれ掘り下げていただいて実践することで、子供たちにとって、ずっと住み続けたい、そして戻ってきたいと思えるような町づくりができるのではないかと考えております。それぞれの事業をやって終わりではなくて、しっかりと現場とそれぞれの当事者の声を聞きながら進めていただきたいと思います。お時間ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、吉村忍議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番、吉村忍でございます。教育と明るい未来に直球勝負の新田議員のあとに、私のようなものが登壇するのは恐縮ではございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

今回も発言の時間を与えていただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

令和の時代が幕を開け、50日が経過いたしました。令和という元号にも徐々に慣れ始めてきた感はありますが、平成を振り返ってみますと、平成3年長崎県雲仙普賢岳で発生した火砕流、平成5年北海道南西沖地震で奥尻島を襲った大津波、平成7年阪神淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、さらには台風23号による風水害、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年西日本豪雨など、気象庁が命名した災害が気象災害13、地震災害15、火山災害2、合計30回もあり、町内では複数回の大型台風の襲来や、地震・豪雨により甚大な被害を受けた平成は大災害の時代でありました。あの大災害の時代を決して忘れてはならない。その記録を後世に伝えることとともに、先手先手の防災減災対策を施し、災害から、命、暮らしを守ることが、我々の責務であると思っています。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。防災安全対策について伺います。

主要道路沿いにおける倒木・山腹崩壊についてですが、今年の7月豪雨は町内各地に大きな被害をもたらしました。東安下庄安高から立岩間の道路沿いでは、倒木・山腹崩壊の災害が2カ所発生し、数日間にわたって県道が通行止めとなり、高校生の通学や地域住民の生活に大きな影響を与えました。その災害が発生した要因の一つとして、豪雨で地盤が緩み、大きく成長しすぎた樹木が自重を支えられなくなり、崩壊したことが考えられます。

この現場付近をはじめ、町内の主要道路沿いには、倒木の可能性が高いと思われる大きく成長しすぎた樹木が数多く存在しています。町民の命を守るため、公有地・私有地を問わず、危険な樹木を調査し、直ちに伐採すべきと考えるが、一人の犠牲も出さない覚悟で防災減災対策に関する施策を積極的に推進する周防大島町としての見解を伺います。

次に、災害対策基金の設置についてですが、町内において災害や断水が発生した際の応急措置並びに復旧復興に関する経費、また被災者への見舞金に充てるため、災害対策基金を設置しておくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、吉村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。今年の7月豪雨では町内各地で多数の災害が発生いたしまして、県道をはじめとする主要道路だけでなく、町道各所で通行止め等の道路通行規制を行い、町民の皆様をはじめ、多くの方々に大変な御不便をおかけしたところでございます。

現在、道路災害復旧工事を進めておりまして、皆様方には引き続き御不便をおかけいたしておりますが、早期に工事を完成させることを目指して、一日も早く通常的生活道路としての役割を果たせるよう努めてまいります。

まず、現在、町内の道路状況でございますが、町内には872路線、そして総延長にいたしま

すと、なんと473キロの町道があるわけでございます。この道路敷内の危険樹木については、適切に管理をしていかなければならないということは当然であります。主要幹線道路を中心に通行に支障となる支障木につきましては、全てを伐採するという事は、今言いましたように872路線、延長473キロということでございますので、全てを完璧に伐採するという事は非常に困難であるというふうにも考えられますが、道路維持の予算の中で、計画的に伐採工事を実施しておりますし、また実施していきたいと考えておるところでございます。

また、道路法面の防災対策ということで山腹崩壊ということがありましたが、平成27年度、平成28年度におきまして、道路の法面の点検業務を実施をいたしております。危険箇所の把握に努めて、それで危険であると、その点検の中で出てきたところにつきましては、事前にできるだけ防災対策を進めていきたいというふうな状況にあります。

私有地につきましては、まずはやはり地権者の方に適切に管理を行っていただくということが第一だと考えております。地権者の方にも防災対策に関し御理解をいただきたいと考えておるところでございます。県管理の道路、県道ですね、県管理の道路につきましては、以前から道路パトロールの際、沿線の草木などの状況も注視しながら、道路の通行に支障をきたす恐れがあるものについて、順次伐採や除草に取り組みたいと、こういうふうに県の土木事務所のほうから伺っておるところでございます。

また、今後も国道・県道の適切な管理について、なお一層取り組んでいただくよう、町のほうからも県に対して、強く要望してまいりたいと考えております。

町道の除草、伐採等につきましては、通行に支障となる箇所について計画的に行っておりますが、全ての路線について完璧に対応できていないというのが現状ではあると思います。課題はたくさんありますが、道路パトロールによる危険箇所の把握とか、または安全対策に一層、危険箇所の把握をしながら、安全対策に一層努めてまいりたいと考えております。

今後も各地域の皆様の協力もいただきながら、町としてもできる限り安全に通行できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次の、御質問でございますが、昨年の7月豪雨災害とか、または大島大橋の事故を踏まえての御質問であろうというふうに思っております。

御存知のとおり、現在、本町では災害対策基金は設置はされておられません。県内を見ましても災害対策基金を独自に設置をしているというのは1市のみという状況であります。

それにかわるものということではございませんが、山口県市町総合事務組合には災害基金が設置されております。これは山口県市町総合事務組合災害基金条例によって運用されておまして、本町も平成30年4月1日現在で約1億7,300万円を積み立てを行っているところでございます。

基金の処分につきましては、どういうときにできるのかということでございますが、災害対策事業の支出を要するとき等に、納付残高のおおむね3倍の額、1億7,300万円の3倍ですね、積み立ての3倍ですから、よその市町の積み立てているところも含めて、町に交付をしていただくということでございまして、当然ながら納付額を超える基金の処分を行った場合には、その後既定の利率によって、将来積み増しを行うということになるわけでございます。

ですから、これは町の独自の災害基金ではありませんが、県内の全て市町でみんなが、お互いそういう非常時には融通し合うというような制度もあるわけでございます。

また、公益法人であります山口県市町村振興協会というのもございますが、ここにも災害関連事業の資金貸付が行われるようになっております。これは単年度の貸し付けで最大4億円の融資枠があるということになっております。

本町といたしましては、この山口県市町村総合事務組合災害基金の活用とか、または山口県市町村振興協会の災害関連事業の貸し付け、また、昨年度に発生した災害や事故のときのことでございますが、このときはそのような借り入れとか取り崩しとかを行わずに、その災害や事故の経費に充当いたしました本町の財政調整基金の取り崩しで対応いたしておるところでございます。財政調整基金もそれは使途は特別に定められていませんので、これはそういうふうな非常時には財政調整基金の取り崩しでも対応できるものだと思っておるところでございます。

ですから豪雨や大島大橋の事故対応につきましては、財政調整基金の取り崩しで財源を確保したというところでございます。さらには、被災状況にもよりますが、昨年度の7月豪雨によって被災した浮島では、これは該当になったわけでございますが、被災者生活再建支援金制度、県の制度による災害見舞金制度、また被災者生活再建支援金制度というのが一つあります。もう一つは県の制度による災害見舞金制度、もう一つは日本赤十字社等からの災害義援金のほか、大規模災害時の災害救助法等に基づく各種支援策など、総合的に活用して対応してまいる所存でございます。

災害発生時に対処する特定目的の災害基金につきましては、その基金、基金ですから当然ながら、積むためには財源があるわけですね。その基金を積むための財源はどうするのかということも、そういうふうな問題もありまして、現時点では新しく基金を創設するということは、必要性も含めて困難ではないかと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。それでは、御答弁いただいた中から幾つか再質問をさせていただきます。

道路法面点検業務委託というものがございました。済みません。私も勉強不足で存じ上げなかったんですが、この点検業務の内容、さらには危険と判断された箇所が何カ所あって、そのうち

何カ所に安全対策が既に施されたのかを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの道路法面点検業務につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、平成27年度、平成28年度に実施しております。

平成27年度において点検件数は一応203件、そのうち特に大丈夫でしょうというのが12カ所、経過観察、もうちょっと様子を見てみましょうというのが166カ所、ちょっと危ないのではないかとというのが26カ所、28年度におきまして点検件数は151件、同じく点検不要ということで4カ所、経過措置として114カ所、要点検ということで33カ所、トータルしますと点検件数が354件、そのうち点検不要が16カ所、要経過観察が280カ所、要点検が59カ所となっております。そのうち、過去3年間でございますが、法面補修につきましては28年度に6カ所、29年度に2カ所、平成30年度において7カ所、計15件を現在のところ実施しております。また、平成31年度も引き続いて実施していこうというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。要点検ということが、丸、三角、バツですが、バツということであたるんだらうと思うんですが、それが2年間の点検で58件、うち15件が既に補修済みということでございます。残りが幾つかあるかと思うんですが、要点検の場所について、その場所に注意看板の設置であるとか、近隣住民への周知とか、そのようなことはなされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの点検結果なんですが、要点検というのが59カ所です。それで、そのうち15カ所は現在のところ補修済みというふうに御理解いただけたらと思います。引き続き平成31年度も実施しておりますので、現在あと何件残っているというのは、まだ正直なところその数は把握しておりません。また看板等につきましては、特に危険な箇所、本当にもう頭上注意というようなところの看板は設置してっております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。引き続き注意喚起に努めていただくようお願い申し上げます。

それで、私有地についてですが、私有地については地権者の方に管理を行っていただくことが第一と考えているということでございました。実際、地権者に対してどのような形で御理解いただいているか、文書であるとか、そういうことを口頭で申し上げるとかいうふうなことはされているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 私有地につきましては、やっぱりあくまでその中にあるものは個人の財産でございますので、文書等での通知というのを行っておりませんが、過去にこれは旧橘地区でありましたが、家のすぐ近くに杉ですか、1本だけが特に伸びた杉というのがございましたが、それにつきましては一応自治会のほうで対応していただくということで、自治会長のほうからその方に連絡していただきまして、実際それを伐採したというのがあります。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 私有地につきましては、この件に限らずさまざまな問題があると思います。町としては道路沿いの私有地にある倒木の危険性があり、また倒木した際に町民の命を奪う可能性や生活に影響を及ぼす恐れがある場合においても、地権者に対して注意であるとかいうふうなことはこれからも行わないのでしょうか、自治会に頼るといふことにされるのでしょうか。まず、その件についてお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 道路沿いにあります危険箇所等につきましては、やはり、通常農業委員会等が行っています農地の管理というような形で、今後は何らかの形で周知できるようにしていこうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） それでは、例えば空き家に関しましては周防大島町空き家等適正管理に関する条例というのがあります。まず、第2条で定義があるんですが、この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空き家等、本町の区域内に所在する建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木、その他の土地に定着する物を含む。）という用語の定義がございます。

（2）で、特定空き家等として、次に掲げるいずれかの状態にあると認められる空き家等をいう。ア、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れがある状態。イ、著しく衛生上有害となる恐れのある状態。ウ、適正な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態とあります。

それで、続いて8条に町長は特定空き家等の所有者等に対し、当該空き家等に関し、除去、修繕、立木・竹の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言または指導をすることができる。

9条として勧告、さらに10条で命令、11条で公表と続いて、さらに12条、警察その他の機関に必要な措置を講じるよう要請することができるとなっております。この条例を主要道路に



おける倒木対策にも適応できるよう整備をするのも一つの方法ではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 今回の件ですけれども、今のは空き家に関する対応についての条例でございます。ですから、空き家であれば立木も含まれるわけでございますので、そういうような手続きにおいてやられることであろうというふうに思います。空き家についてはです。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） この条例を流用してうまいことできるようになれば、一部改正であるとか、空き家の敷地内にある立木や竹については、町長が助言・指導できるということですが、うまいこと利用すれば、耕作放棄地なんですけど、道路沿いにある私有地の危険な立木等についてもどうにかできるんじゃないかと思いますが、今後の課題として御検討いただければと思います。

しかし、現実的には助言・指導・勧告・命令・公表・協力要請と時間をかけている間に、実際に倒木が起きてしまうのが現状であります。災害につながる可能性、また人の命を奪う可能性がある樹木を私有地だからと、また財産だからと言って放置しておくことが一人も犠牲を出さない覚悟と言えるのでしょうか。

私は、昨年9月25日、この一般質問で大島大橋に船舶が衝突することは想定外ではないと発言をいたしました。その対策をとる前に本当に起きてしまいました。想定される災害、木を一本切ることで防ぐことのできる災害、町民の命、暮らしを守ることができるのであれば、公有地、私有地を問わず、迷うことなく直ちに取り組むべきと私は考えます。

さらに、災害対策基金の設置につきましては、あの悪夢のような断水が三たび発生したといたしましても、町民への見舞金の支給、さらに水道料金の減免など、町長が躊躇なく決断できるよう提案することを一言補足いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、13番、小田貞利議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 通告どおり、入札執行について質問いたします。

平成30年3月26日付、周防水産第614号により依頼した平成29年度日良居漁港土居防波堤（A）機能保全工事第2工区に関する見積書及び平成30年8月30日付周防水産第190号により依頼した見積書について、これらの作成元である日本防蝕工業株式会社中国支店及び株式会社ナカボーテック中国支店が、単価の異なる見積書を町内の数業者に渡したことは大変問題のある行為であると思います。

両社が自社の意思で行ったものか、または他の圧力によって行ったかは定かではありませんが、本町の公平な入札執行を妨げたことには変わりはないと考えられます。

公正取引委員会に報告・相談するか、あるいはこういう事実が発覚した以上、町として告発すべき事件と考えておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

また、この件に関し、ことし2月22日付で事実関係の調査と対応及び今後の再発防止を講じるよう求めたが、現状、どのような結果とどのような対策をとっているのかを質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 小田議員さんの、入札執行についての御質問でございますので、お答えしたいと思います。

議員さん御指摘の、平成29年度日良居漁港土居防波堤（A）機能保全工事第2工区及び平成30年度日良居漁港土居防波堤（A）機能保全工事における疑義については、町内の入札参加業者が県外の被覆防蝕工事の専門業者に、町に提出した資材の見積もりを依頼した、要するに町に提出された資材の見積書と同じものをと、簡単に言うと、かいつまんで言いますと、その資材の見積書を依頼されたということでございます。

その際に、町に提出した見積書と違う内容のものが出されたという、簡単に言えばそういうことでございますが、そういう業者間のトラブルだというふうに思っておるところでございます。

本町の積算担当者は、設計積算のために専門業者の複数社から資材の見積もりを徴収して実勢単価を調べ、この単価を設計書のほうに採用しておるということでございます。

また、入札制度により、発注者が、すなわち周防大島町ですが、周防大島町がどの業者から見積もりを徴収したのかは公表いたしておりません。このため、入札参加者は設計図書を参考に、県内及び県外のそういう資材を扱う商社またはメーカー等に対しまして、町に提出したものと同一ということですね、同じ見積書の作成を依頼し、そしてまたそれぞれの業者さんが自分の入札に対する積算をしているというふうに思っております。

したがいまして、今回の事案は、入札参加者と見積業者とのやりとりの問題でありまして、当然ながら当事者で解決すべき事案だと思っておるところでございます。

そして、次に公正取引委員会に報告・相談するか、告発すべき事件と考える。町の考えはいかがかの御質問ございました。今回の事案を公正取引委員会に報告するのであれば、町がするのはなくて、今回の事案で被害を受けたということになれば、被害者とその被害を与えたほう、加害者である見積もりを出した相手方、これがおることに当然なりますよね。ですから、その見積書を依頼した入札参加業者と見積書を作成して渡した業者の問題でありまして、被害者が申し出すべきであると考えております。

次に、このことですが、見積書のことでございますが、ちょっとこれ私の思いであるんですが、

町が見積書を徴収した業者、メーカーが町に出した見積書をそのまま町以外の第三者に渡すということは特に守秘義務があるというわけじゃ当然ありませんから、それは守秘義務に守られているというわけじゃありませんが、ちょっとルール違反ではないのかなというふうにも考えますし、業者の申し出に、私のところに業者から申し出がありますので、業者の申し出によりますと、町に出したものと違うものを渡されたのでは、そういうふうに言っているんですね。町に出したものをくれと言ったんでしょけど、それと違うものを渡されたのでは正確な見積もりが不可能となり、それはそういうことになると当然のことですよね。なりますが、それは当事者同士の問題ではないかというふうに私は考えておるわけでございます。

もう一件、議員さんから事案について2月22日付で今後の再発防止の要望がございました。町といたしましては、今申し上げましたとおりであります。今回の事案を含め、総合的に検討をさせていただきました結果、今年度から見積単価を公表したらどうかということとしたところでありますが、しかしながら公表することを決定した直後に、町内の、私たちが指名している指名業者のほとんどが加入していると思われる山口県土木建設業協会大島支部のほうから、見積単価の開示は適正な競争性が損なわれる恐れがあり、山口県の入札、山口県も開示しておるわけじゃないんですが、山口県の入札においても非開示されていることから、県に準じて非開示とするようにという要望書の提出がありました。検討した結果、5月10日以後の、商社等に資材等の見積を依頼した土木工事から非開示としているところでございます。

一度開示をするというふうに決定して、さらにまた要望を受け入れて非開示とするということで、朝令暮改ではないかと、その謗りは免れないということも思いましたが、協会員全員の総意であつての要望と受けとめることと、競争性を高めることは入札制度の根幹であるとのことから見直しを行ったというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） まず、整理したいと思います。私が出しました一般質問通告書の次のページに、御見積書というのが皆様の手元にあると思いますが、これが町内の数業者に行った見積もりであります。この見積書を参考に3業者からとったそうですが、参考に積算をすると、どんな積算方法をしても予定価格と合わない。どう考えても数字がおかしいんじゃないかという相談を昨年12月に受けました。それをもとに、担当課であります水産課に政務資料の請求をいたしました。それが次のページの見積書で、周防大島町長様、黒塗りで消してあるものですね。見ていただいたらわかると思いますが、数字のところから3番目のところで被覆防蝕1.0平米当たり11万960円、これは町内の数業者に行った金額ですね。周防大島町に出されたのが11万681円、微妙に金額を変えてあります。1枚だけじゃないんですが、何枚かある中で、数字が何点か変えられてある。こういう変えられた見積書が町内の数業者に配られて

いるということですね。これ問題ですよ。

例えば、町長が言われるように、見積業者が町内業者から見積もりをくれと言われて、これですよ、例えば何とか工業様宛てにこういうことが出されているのであれば、自分のところに対してこういう見積もりが来た。僕が見る限り、明らかに周防大島町に出した部分ですよということ、数字を変えて業者に出す。これは、何のためにこういうことが必要なんですかね。犯罪としか考えられない。その調査要望として、2月22日に確認と今後の対応をとということを町にお願いをしました。

そのときの答弁書ももらっていますが、31年3月20日にいただきました入札執行の疑義について、次のとおり回答させていただきます。平成29年度日良居漁港土居防波堤（A）機能保全工事第2工区及び平成30年度日良居漁港土居防波堤（A）機能保全工事において、見積もりを作成した2業者が一部の入札参加者に行った行為は、資材の数量を変えるなどの見積もりを送付していたことがわかりました。町はこの時点で、そういうことをわかっておるわけです。

この件について、本町は山口県の入札制度にならい、見積単価については入札時に非開示にすることにしてきたところですが、これは入札参加者の努力で見積もりを徴収することで、入札価格の同額を減らし、くじ引きを少なくする方策と考えています。

この件につきましては、見積もりを徴収する際のトラブルであるので、入札参加者と見積業者の日本防蝕工業、ナカボーテックの問題であり、発注者は当事者になりません。このために、町が間に入ることはできませんという答弁でした。また、平成29年6月1日以降、入札告示及び指名競争入札通知から、入札時の見積単価を非開示として執行してきましたが、今後の入札に与える影響を総合的に勘案した上で、入札制度の見直しを検討いたします。何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたしますという答弁書が来ております。

つまり、いただいた3月20日時点において、町は入札業者が不正を、不正と僕は思うんですが、行われているということは理解できているわけです。それに対して、今回の一般質問は、そういう不正がわかった以上は対応があるんじゃないかという主旨の質問をしたつもりですが、業者同士のことだから関係ないという答弁でありましたが、果たして関係ないんですか。町が指名入札をする、町内業者を集めて指名競争入札をするのに、その指名競争入札を受ける業者側に公平ではない入札が行われたと認識しているんです。その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私もこれをずっと精査してみると、非常に不自然なというふうに思いますが、今、小田議員さんの御質問では要するに町が何らかの対応をとるべきではないかのかという、冒頭の御質問でございました。

要するにこれは、町内の指名業者が見積書、要するに見積もり設計書をつくる段階で、その資

料として町が見積書をとったであろう、積算の根拠となる見積もりをとったであろう業者、私たちは公表しておりませんが、その業者に向けて町に出したものを、同じものを見積もりをくださいと言ったのではないかとというふうに私は推測しています。

そうしたときに、それを今ここにコピーがありますから、まさにそのとおりなんです、これが周防大島町長様に出しました見積書はこれですよというふうに、それを指名業者に渡すということについて、先ほど申し上げましたが守秘義務がかかっておるというわけじゃないですから、ですが、若干これはルール違反と言われるべきことではないのかなと、私は感じておりますが、しかしながらそれは見積書をくださいと言って、ここに今ありますように2枚の見積書ですが、1枚は町のほうから出したもの、黒塗りのほうですね。1枚のほうはそれぞれの業者さんがもらったものだろうと思いますが、その中に周防大島町長様というふうに名前まで書いたやつを、これをコピーして渡すということが果たしていいのかどうかということは疑念があります。

しかしながら、これを渡すということと請求するということは、それはまさに民の業者間の問題だと思うんですね。そしてまたそれが、言葉は悪いですが、町に出したものはこれですよと渡されちゃって、中身がそうでなかったということになりますと、それは受け取った側がこれでも積算して入札書をつくって入札をしたら、当然違う数字が、金額が出てくると思います。そうしたことによって、入札をした業者さんからすれば、入札を妨害されたというふうに主張されるのではないかと、私は思っております。

そうするんであれば、それは被害を受けた、被害といいますか、町に出したものと言いながら、町に出したものではない金額の入った見積書をもった業者さんが、出した業者さんを、例えばどういうことになるかわかりませんが、仮に言えば訴えるとか、またはその公取に報告していくとかっていうことをすべきものであって、町のほうがそれをしたからといって、町のほうは極端に言えば全く第三者的な立場におるのではないかとというふうに思うわけでございます。

ですから、今回これを公正取引委員会に告発するとか、またはそういうことであれば、それは町に出したものだと言われて、なおかつそうでないものを出された業者とメーカーとの、その二者のことではないかとというふうに思うわけでございます。

町のほうは、町のほうが見積書を出したというわけではありませぬので、町のほうがどうこうするということは適当ではないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 当然、損害を受けた業者は多分それなりの対応をするんじゃないかと、もし私が業者だったら当然告発をしようと思うんですが、ただ周防大島町として入札を執行した立場として、そういう事実を認識、確認した時点で、告発はできるんじゃないかと思うんです。告発です。告訴じゃないです、告発ですね。事実がわかったから告発、誰でも

できますよね。ただ、執行者である町がやるべきではないかなということで、告発するべきじゃないかという質問をしました。

今、町長の答弁の中で、見積書をとった業者が町内業者にその見積もりの内容を漏らすことはルール違反じゃないかというふうな判断ですが、そういうことになれば見積業者にそういう、最初から出さないでくださいということをお願いすりゃあ対応になりますよね。

ただ、今回の場合、防蝕ですので、特殊部分なのでなかなか近くにもあまりないということで、固定化しているんだろうと思いますが、ほかの入札のものについても、大体10社程度とって、それで平均、平準化させたやつで、見積単価を算定するんだろうと思うんですが、こういったことが起こるといことは、町が見積もりをとる時点で、極端にいうたら見積業者にちょっと2割ぐらい上げといてねと言って、平均単価を2割上げるといことも可能ですよね。可能性としては。（発言する者あり）

可能と思わんですか。可能と思いますよ。今までの多分おかしいなと、見積書を徴収したところであったことあるんじゃないですか。そういうちょっとこれおかしいなというようなことあり得る話だと。こういうことも含めた対応を今からとっていただかなければならないと。

協会からの申し出によって、再度非開示にしたということではありますが、山口県内の市町村で非開示にしているところ、していないところ、どの程度あるかちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 県内の見積単価の開示・非開示ですけども、今、周防大島町と同じように非開示にしている市町は大体3分の1の自治体が非開示と。あとの3分の2は開示と。というようなことです。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 県にならって非開示にするという町長の話ですが、山口県内の19市町ですか、そのうちの3分の2は開示しているんですよね。こういう問題が起きるからこそ、県にならわずに開示をしているんだろうと思います。

そもそも町長、29年から見積書を非開示にしているわけですが、同僚議員の質問でその当時、入札においてはこれが正しいというのがなかなかないということなので、そのときの町長の答弁ですが、当面非開示でやっていきたいと思うというような話だったと思うんですよ。29年からやって、早速29年度の補助事業、30年度の事業でこういうことが起きているということがあるにもかかわらず、いくら協会の要望だからといって、また元に戻すのは少しおかしいんじゃないかと思うんです。その辺の感覚をちょっと話してください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 開示・非開示を変えていくと、変えたということについて、今19市町

の中で3分の1、3分の2という話がありましたが、当然ながら開示する、非開示をするという方針でありながら、こういう事業がないところというのはたくさんあるわけですね。それで、そういうことですから、開示・非開示というのはそれぞれで、今課長が説明したとおりで、3分の1、3分の2ということなんでしょうけども、開示するとか、非開示にするとかっていうので、一番私たちが参考にしなければならないのは、やはり県の事業がどうなのかということだと思っわけです。

山口県においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく事務運用指針において、発注者は適正な競争への誘導を図るため、入札の見積もりにあたって、いろいろなこと的设计書、金抜きによることとされておりますということなのですね。ですから、やはり県の方法にならっておるのが、一番私たちも、ほかの入札業者さんにも説明がしやすいということもありますし、やはり県にもいろいろなことは入っておると思いますが、県も当然それに対してこういう今申し上げたようなことを答弁しておるんだろっと思っているところでございます。

ですから、どれでなければならぬということはないと今お話がありましたが、私たちからすればやはり県の方法、県がやっっている入札の方法にできるだけ準ずるということが、一番頼りになるということになるのではないかと思っます。それで、先ほどもちょっと申し上げましたが、やはりあれですね、今般やっった方法というのは先ほどもうちちょっと、内心ちょっと私も忸怩たるものがあるんですが、一度、開示するというふうにしとって、またすぐ、協会のほうから要望が出たら非開示にするということにした、変更したということにつきましては、先ほども申し上げましたが入札に参加しておられる業者さんが、全て協会の支部の会員である。ですから、その会員の皆様、協会員皆さんがこぞって非開示にしてくれという要望でございます。それと、県も非開示にしておるということからして、再度非開示にしたということでございますが、先ほど言っましたように一度決めたことがまた覆っっておるということについて、いろいろ御批判もあるというふうに思っますが、そこらのことは私ども、若干忸怩たるものがあるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 協会のほうからそういう要望があっって、ほとんどか全部かわかりませんが、そういう要望でやっったということなら、それはそれでしょうがないと思っんですが、この問題は町が今から先入札をやっっていく場合においても、また、今のままでは起り得る可能性がある問題です。それに対して、質問しました今後の対応はどのように考っている。その辺をちょっともう少し聞かせてください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 再発防止とか対応策ということでございますが、言っなれば私たちが今全体をそういうふう、つまびらかになっってきたから非常に不誠実な業者ではないかと、業者と

というのは相手方ですよ、そのメーカーがですよ、思っておるんですが、そういう不誠実な業者から見積もりを町のほうが徴取しないという方法はとれるのではないかというふうに思います。

しかしながら、これは町に対して不誠実というわけではないわけでありますから、そこら辺もあります、いずれにしましてもそういう業者から見積もりをとらないで、うちの設計書ができるものかどうかということは精査してみなければならぬと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 不誠実な業者かどうかというのはなかなか見極めができていくと思うんですね。ただ、誠実だと思っていた業者も当然不誠実な方もおるかもしれんし、不誠実と思っていた業者がまともな業者も当然おるわけですから、その辺が果たして解決につながるのかなというふうに思います。

単価見積をとりますよね、町が。それ、業者の開示してくれという要望において、ただ次の会には開示しているわけですよ。ほとんどの金額はそこそこの値段でわかるわけですね。多少ずれば、高騰したり、安くなったりすることで変わるかもしれません。それを、あえて隠す必要があるのかなと思います。

今の入札制度であれば、頭を決めて下2割か25かわかりませんが、大体下を下限を決めているということになれば、先ほどの30年度の10月のほうの部分ですね。こっちのほうは町に出した金額より金額を下げているんですよ。これは皆さんの手元にはないんですが、町に出した金額よりも単価を下げたものを一部の業者に渡した。ですから、それで積算した人は最低価格を下回り、皆無効になっていると、こういうことにもなるわけです。

ですから、根本の解決にはならぬですよ。あくまでも絶対に見積業者を公表しないと、とった業者は絶対に町内業者に出さないというような根拠というか、そういうことを決めて見積もりをとらないと、これから先も同じことが起きると思います。その辺、課長どうですか、ずっと見よるが、何かいい案があるんですかね。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） 小田議員さんの御質問についてですが、今町長が再三申し上げましたとおり、いわゆる悪意によってそういうことをしたのかという事実については、はっきりとここで断定することができないと思います。

ただし、こういう懸念があるということということは認識すべきことと思っております。今回、資材の単価は3社から徴収して、その平均単価をとるという形で行っています。

先ほど小田議員さんの御質問の中にもありましたが、その3社が平成27年度ぐらいからこの資材を使う工事を設計、執行しておりますけども、取り扱いメーカーが非常に少ないということで、その3社がずっと固定化してきております。なぜ固定化してきたかといいますと、工事の執



行においては基本的に山口県が条例で定める山口県ふるさと産業振興条例というものに基づき、なるべく県内産のものを使うということをモットーにしております。

ただし、今回のような特殊な部材については、県内に取扱業者がない場合には範囲を広げて見積業者を決定していきます。ただ、やみくもに広げますと、例えば極端な話、東北のほうに業者があるとすると、見積単価を調整する時点で、運搬費であるとかいう余計な単価がかかってきて、設計金額自体が高くなる可能性があります。ですから、やみくもに広げるのではなく、山口県になれば中国地方、それから関西圏、徐々に広げて徴収をして単価を設定することにしております。

この3社に固定されたのは、3社のうち2社は広島にあり、1社は大阪にある業者です。平成27年度当時にやっと見つけた3社ですので、その業者からの見積もり徴収ということは固定化していたことは一つの懸念材料だと思いますので、改めて、例えば九州北部であるとか、範囲を広げて、そういう取り扱いをできる業者を今一度調べて、ずっと見積もりを徴収してきた業者に固定化することなく、徴収をして設計を組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 当初、本来の目的というか、競争入札、競争性を高められるための開示、非開示であるような方策をぜひとっていただきたいと思います。

先ほど町長が言われたように、とった業者は絶対に口外しないというようなことも念頭に入れて、とっていただきたいと思います。そうでないと意味がないですよ。みんな同じようなのを出しよったら。だから、今まででも全ての業者が同じ金額で、非開示にしたにも関わらず、金額がそろってくじ引きになるということはずっと起きてきたんじゃないですか。今回、それが起きないからおかしいということがわかったんですよ。まさにそうだろうと思うんです。ですから、本来の競争入札に、あるべき姿に戻していただきたいと思いますし、もしこれから、そういうことも含めたことを指名審査会あるいはどういう機関でこういうことを調査するのか、町内ではわかりませんが、監査委員さんにもそういうところを集中的に調べていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、小田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 時間が12時まで少しあるんですが、暫時休憩をします。

午前11時41分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 最近、多少血圧が高めで心配でありますので、血圧が、これ以上、上がらないような御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、小松開作地区若者定住促進住宅についてお尋ねをいたします。

3月議会に続けての質問で恐縮ではありますが、これまでの質疑や一般質問において、釈然としない部分が残っておりますし、事は定住促進政策におけます最重要課題として、位置付けられているというふうにいわれました食と住のうちの一つである住居に関することでもありますので、そこは安心・安全の確保から明快にしておく必要があると思います。

さて、2月の臨時会の質疑の際に、地盤の液状化の安全率についてお尋ねをいたしましたが、液状化の検討はしていないという御答弁がございました。さらに3月の定例会一般質問におきましては、地盤の液状化対策が不要であるという根拠をお示しいただきたいという質問に対しまして、深さ3メートルについて置換工法による対策を講じており、許容応力度20キロニュートン以上を確認しているという御答弁をいただいているところであります。

ここで液状化について、改めて申し上げますと、地盤の液状化とは緩い砂質土地盤で起こり得る現状でありまして、飽和状態にあります砂質土地盤で、土粒子間の間隙水圧が上昇しまして、上部にある土圧と等しくなった場合は、有効応力がゼロになって、全体がどろどろの液体状になるという現象でありまして、1964年の新潟地震でクローズアップされ、地震の被害においてよく耳にするものでありますし、昨年の北海道地震におきましても建物が大きく傾くようなショッキングな映像を目にしておりますが、いわゆる沖積低地や埋立地などにおきましては、地震時におけます砂質地盤の液状化により、大きな被害も発生しておりまして、構造物の耐震性の検討や地域防災計画の作成にあたりましては、数十年前から地盤の液状化に関する情報は欠かせないものとなっております。

この液状化予測の手法につきましては、地震時応答解析などの厳密な方法もあると思われませんが、費用対効果等の関係からも地質調査の結果によります液状化の検討予測をするという簡易的な方法も確立されておりますので、本件におけます住宅建設地域におきましても地質調査を実施されているということでもありますので、少なくともこの簡易判定による液状化の検討は、当然にされるべきものだと考えておりましたが、これまでは液状化に対する安全性の直接的な根拠となる御説明はいただいておりますので、この場におきまして、改めて今回質問をさせていただく次第であります。

要するに、当該住宅は公金を投入した公益的な目的を持つ自治体が、周防大島町が建設する住宅でありますので、当然、液状化に対しても、しっかり安全であるという根拠を示していただき

たいという当然の話でございまして、その根拠をこれまで述べましたような、今、申し上げましたようなオフィシャルな根拠で示していただく必要があると思いますが、それでもなお、これまでの御答弁を踏襲されるということでありましたら、従前の御答弁の根拠を具体的にお示しいただきたいと思いますが、許容応力度が20キロニュートンパー平方メートル以上というのは、これはこれまでの御答弁でいただいていることなんです、これは地盤の支持力に関する評価でありまして、これをもって液状化の検討が不要とか、液状化の安全を満足するといったようなそういった技術基準がどこにどのように明記されているのかについて、答弁を求めたいと思います。

仮に技術基準が存在しないということであれば、液状化に対しては安全な地盤であり、液状化の検討自体が不要であると町のほうで判断されたものと推察いたしますので、その判断の根拠について答弁をお願いいたします。今回は、極めて技術的な観点からの質問でありますので、当該住宅建設のその目的とか置換工法等についての従前の答弁の繰り返しは不要でございますので、その旨あらかじめ申し上げておきます。

次に、2番目の町内のごみ対策についてお尋ねをいたします。

町の各種資料を拝見いたしますと、環境の観点からの町づくりの方針につきまして、豊かな自然環境や歴史、文化資源など周防大島が持つ特性を生かしながら、町民一人一人が、生きがい、暮らしがいが実現できるふるさとづくりを主題として取り組み、観光交流を主要施策とする周防大島町におきまして、ごみをなくして美しい街並みを保存するということは、町の基本的環境整備として必要不可欠かつ重点的に取り組むべき課題であると捉えられているようでございまして、これにつきましては、異を唱える余地はございませんが、きょうはこのような大きな観点からの抽象論を実際に実現していくための具体的な施策について議論をしたいと思います。

そこで、本町の基本的環境整備を進めるにあたりまして、例えば暮らしがいが実感できる地域づくりという観点から考えますときに、高齢者が遠く離れた集積場に指定日時にごみを出さなければならない現状がございまして、高齢化が進行する中で、現実に沿った自治体としての対策が求められているのではないかとともに思います。

一方で、定住・移住促進を進める中で、多様な生活スタイルが求められる状況におきまして、一度、これまでの既存のルールや慣習を見直して、ごみの収集体制を根本的に見直す必要が出てきているのではないかとともに考えられます。

また観光交流に力を入れる中で、道路脇への不法投棄、それから海岸の漂着ごみといった問題などは、大きなマイナス要因となっていることは否めない事実だと考えられます。遠目に見て美しい島であっても、実際に足を踏み入れてみるとごみだらけというのでは、自然環境を生かした観光交流も本物にはならないと考えられます。

そうはいいまして、このごみ問題をNPOやボランティアなどの力に委ねるというのも無理

がありますので、本腰を入れて観光交流に取り組むというのであれば、このごみの問題にも本腰を入れて取り組む必要があると考えられます。

もちろん、本町の観光交流施策をどのような方向で進めて行くのかにもよりますが、本町にとりまして、豊かな自然環境というのは外せない一つのカテゴリーだと考えますので、そこは少し大きな観点からの基本認識を多少含めていただきまして、これからの地域全体のごみの問題について、町としてどのような対策方針を持っているのかについて御答弁をお願いいたします。

それから3つ目、避難所における障害者等への配慮についてお尋ねをいたします。

昨日は、山形県沖で大きな地震がございましたし、今後30年以内に70%から80%の確率で起こるとされている南海トラフ地震につきましても、先日、行われました気象庁の評価検討会において、引き続き、切迫性の高い状況であるということが確認されておりまして、本町も大規模な災害の危険にさらされている状態といえると考えておりますし、これから梅雨時期にも入りますので、周防大島町の防災対策につきまして改めて確認をしておきたいと思いますが、本日の質問につきましては、特に障害者等、支援、配慮が必要な方への対策を中心にいたしまして、抽象論ではなくて具体論としてお聞きしたいと考えております。

まずは議論の前提の情報といたしまして、本町におけます障害者の実態、地域別、障害種別ごとの人数、サポート体制を御説明いただきました上で、これは以前の一般質問でお聞きして既に策定済みであるという御答弁をいただいております、災害時におけます避難所運営マニュアルにつきまして、実際にどのようなものが策定されていて、このマニュアルがどのように情報共有されているのか、具体的な予備的な運用実態につきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

さらに、災害時の手引きとなりますこの避難所運営マニュアルにおきまして、避難時、それから避難所におけます障害者等要援護者への配慮につきまして、具体的にどのようにこの中で規定され、実際に災害が発生した場合に、避難所においてどのような対策が講じられるのかということについて、具体的に御説明いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、抽象的な御答弁、例えば障害者に寄り添った対策を講じるといった答弁ではなくて、実際問題として非難が必要になった場合に障害の種別もさまざまありますし、必要な支援の仕方も多様になると考えられますが、まずはどのような手段で障害者の方へ情報を伝えるのか、避難所までの移動をどのようにサポートするのか、そして避難所へ入った後も、相応の支援がなければ障害者の方が孤立してしまう危険性は明らかでありますので、こういった現実の手当てについてどのように準備しておられるのかについて、具体的に御答弁をお願いいたします。

以上、3点よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、私のほうから避難所における障害者等への配慮についてという3番目の質問でございますが、この項目を御答弁したいと思います。

本町におきましては、平成22年度から地震等の災害発生時において、高齢者や障害者等、要援護者に対して、避難または生活支援や情報提供、安否確認など、必要とする支援を迅速に行うため、福祉課のほうにおきまして避難行動要支援者台帳への登録を進めております。

御質問の町内の障害者の手帳保持者の現状につきましては、平成31年4月1日現在であります。身体障害者手帳で1,050人、精神障害者保健福祉手帳172人、療育手帳166人となっております。

障害者の避難行動要支援者台帳への登録につきましては、障害者手帳交付時に個人情報の観点から、災害時に自主防災組織、自治会、民生委員、社会福祉協議会等、避難支援者等、関係団体に提供する旨を本人に同意を得て台帳に登録するとともに、その情報は担当地区の民生委員さんに提供しておるところでございます。また、平成27年度からは各地区の民生委員さんの協力によりまして、65歳以上のひとり暮らしや、75歳以上、2人暮らし高齢者の登録も進めておるところであります。

この避難行動要支援者台帳の登録者につきましては、現在、身体障害者手帳所持者222人、療育手帳所持者20人、精神障害者保健福祉手帳所持者10人、重複者5人の計247人となっており、65歳以上の高齢者の登録者数につきましては1,126人となっております。

さらに、この避難行動要支援者台帳の登録者名簿をもとに、民生委員さんが担当地区の防災マップを作成しており、平成30年度末には全地区のマップが作成済みであり、災害発生時にはこの防災マップをもとに、迅速に避難、安否確認ができるよう自治会、自主防災組織、避難支援関係団体等に提供することといたしております。

災害時における避難所運営マニュアルの策定状況につきましては、平成28年度に作成しております防災対応マニュアル中に避難所開設運営マニュアルの項目を記載しております。

しかしながら、このマニュアルにつきましては地震を想定したものでありまして、細部にわたる部分までは記載をいたしておりませんが、避難所開設運営の基本的な事項として、被災者の救援、救助対策を図る目的として作成をいたしております。

田中議員さんの御質問の障害者等要援護者への配慮につきましては、災害時に保健師、看護師等により、それぞれの避難所の巡回等を行い、配慮が必要な方々への対応として、避難が長期化する場合などは、福祉避難所への移動、施設入所等、災害対策本部と連携しながら避難所運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

他の質問につきましては、それぞれの担当部長のほうから答弁させます。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの、1点目、2点目の御質問についてお答えいたします。

まず、小松開作地区若者定住促進住宅についてでございますが、本年、第2回臨時会及び第1回定例会における御質問に対して、液状化の検討はしていない、液状化の対策として置換工法による対策を講じ、許容応力度20キロニュートンパー平方メートル以上を確認した旨の御答弁を申し上げます。

これらの根拠といたしまして、まず平成13年国土交通省告示第1113号第2号で、地震時に液状化する恐れのある地盤の場合において、基礎底部から深さ5メートル以内に許容応力度の低い自沈層がある場合、建築物に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確認しなければならないと示されております。

本件の場合、土地造成時における地質調査で、深さ1.5メートルから3メートルの間に、今、申し上げた自沈層が確認されたため、その対策として公益財団法人土木学会が液状化対策の一工法として示している置換工法を採用し、自沈層を含む3メートルまでの地盤を取り除き、良質土に置きかえ締固めを行っております。

その後、本住宅建築時における地質調査におきまして、置きかえ後の許容応力度が20キロニュートンパー平方メートル以上となったことの確認をしております。

また、建築基準法施行令第38条第3項で、建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならないと規定されておまして、これを受けた平成12年建設省告示第1347号の中で、改良後の許容応力度が20キロニュートンパー平方メートル以上であれば、べた基礎でよいというふうにされております。

これらのことから、本件の場合べた基礎で、現在、施工中でございますが、建物の基礎構造の強度は確保できており、また置きかえにより、基礎底部より下方向深さ5メートル以内の自沈層をなくしたことで、液状化や地盤の変形、沈下は抑制できると判断し、その後の検討は行っておりません。

次に、2点目の町内のごみ対策についてでございますが、町総合計画における循環型社会の創造を展開するため、平成29年3月に周防大島町一般廃棄物処理基本計画を策定、公表し、6つの基本方針に基づき、ごみの減量化や資源化を進めることとしております。

6つの基本方針とは、町民、事業者、行政が連携したリデュース、リユース、リサイクルは、いわゆる3Rと呼ばれるものですが、この運動の推進、それから適正な収集処理、処分の継続、不法投棄防止対策の推進、温室効果ガス削減の推進、適正処理困難物に対する啓発の推進及び処

理施設の維持管理でございます。

具体的な取り組みといたしまして、生活ごみの収集運搬につきましては、現在の分別区分を継続していくこととしております。

それから不法投棄防止対策につきましては、県の不法処理防止連絡協議会の活用や自治会、警察等の関連機関と連携し、パトロールや不法投棄禁止の看板設置などを継続して実施することとしております。

それから海岸部における漂着ごみにつきましては、本町が主体となって適正処理をしており、漂着漁業資材につきましては、広島県西部漁業振興対策協議会と連携しながら再利用を推進しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、再質問で3つ目の避難所における障害者等への配慮について、もう少しお聞きしたいと思いますが、私が知りたいのは、どうしても障害者の方、弱い立場の方が例えば避難所へ入ったときに、孤立してしまうとかそういった危険性があるんだから、それはあらかじめ何らかの手立てを講じておかなきゃいけないんじゃないかということで、実際にですね、じゃあ、今、保健師等の巡回とか福祉避難所への誘導とかいうこともありましたけど、実際、障害者の方といってもいろいろなケースがありますので、そういった方に、例えば耳の聞こえない方に誰がどのように情報を伝えるようになっているのか、足の不自由な方を誰がどのような方法で、例えば私は旧橋なんで、橋総合センターが避難所がありますけど、そこへ避難するようになっているのか、その辺をもうちょっと具体的に教えていただきたいというのと、さっき避難所運営マニュアルは地震を対象として、細部の規定まではというような御答弁がありましたけど、やっぱりここを以前の質問では、策定はしてあるということだったんですが、どの程度のもので策定してあるのかというのが私は知りたいところで、例えばこれはほかの自治体のマニュアルなんですけど、障害者への、要援護者への配慮としては、視覚障害者をはじめ、聴覚、肢体、内部障害、知的障害、発達障害、精神障害等いろいろなケースに応じて、それぞれこういう手立てをするんですよ、相談窓口をまずは設けるんですよとか、代筆をする環境はこういうふうにつくりますよとかいうのを、前回の答弁でもありましたけど、行政だけじゃあちょっと、今、賄えないと、実際に民間の方にも協力して、民営型の避難所運営にしなければいけないというそういう現状にあって、それは十分わかるんですが、そういう状況にある場合にはやっぱりそういうマニュアルをですね、その通りにはならないとしてもあらかじめ用意して研究しておくことが必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺のことについて具体的に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 避難所での配慮についてでございますが、田中議員さんが言われるとおり、避難所を運営していく上で配慮しなくてはならないことが、数多くあるということは認識しておるところでございます。

例えば妊婦、産婦の方、乳児、幼児に対しては、個別の部屋等の確保であったり、体が不自由な方については、体育館など大きな避難所ではトイレが近い場所のスペースの確保や車いす等のツールの確保など、この場で全て申し上げることはなかなか難しいんですが、そういったところが必要じゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、避難された方々の身体的、精神的、あるいはその方々の事情等を個別の状況を判断しながら、適切な対応をとる必要を感じているところでございます。

加えまして、要配慮者に対して、具体的な対応をどのように考えているのかというところでございます。

具体的な対応といたしましては、その方々の状態にもよりますけれども、例えばひとり暮らしの高齢者であれば、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすくなることから、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースの確保やトイレに近い場所に避難スペースを設けるなどの配慮が必要と考えます。

また先ほどもありましたけど、視覚障害者の方に対しては、本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所の確保など、移動が少なく済む場所にスペースを設けるとともに、さまざまな情報については拡声器などを利用して、音声情報を流すことや拡大文字による情報の提供などを考えております。

聴覚障害者には広報誌や広報掲示板等を活用するなど、音声による連絡が必ず文字でも掲示することなどの配慮が必要だとは考えております。

いずれにいたしましても、それぞれの事情、状況を判断して、適切に対応する必要があると考えているところでございます。

それともう1点、避難所運営マニュアルについての話なんですが、先の議会でも御答弁いたしましたけども、防災計画上の中に基づいて、その避難所運営マニュアルというものを、公表されていないんですけども、内部資料としてはつくっておるところでございます。

ただ、これにつきましても、個別詳細のところはまだできておりませんので、これについても今後は詰めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと確認なんですが、今、るる言われた対策というのは、町がもう策定してあるという避難所運営マニュアルにはそういったことが規定してあると捉えてよ



ろしいのか、それともまだ、そういった細かいことは規定されていないけど運営マニュアル自体は存在するという事なのか、その辺をちょっと確認、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 誠に申し訳ないんですが、現在、つくっております避難所の運営マニュアルの中には、先ほど私が申しました個別的なところはまだ記載されておられません。

今後、またそういったところについては、整理していく必要があろうかなというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それと、さっきお聞きしたんですが、避難所の運営自体を行政だけじゃなくて民間の方にも担っていただくという、そういう形で運営していこうという、そういう方針というのはあるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 避難所運営マニュアルには、済みません、具体的なところというのは書いておられません。方向性としては、ボランティアの活用であったり、自主防災組織の活用であったり、自治会の活用であったりというところで書いておりますけれども、細かい部分については、まだそういうところの詰めはできておられません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 書いてはないけど、そういう考え方ではあるということによろしいんでしょうね。そうであれば、行政としてはこういうふうに運営するべきですよというのがあっても、実際に避難所を立ち上げて運営する際には、やっぱりガイドラインというか手引きがないと、特に民間の方に担っていただかなきゃいけないという状況になったときに、何にもなしではもう右往左往するばかり、混乱するばかりということになりかねませんので、やっぱりほかの自治体でもつくっておりますが、こういった細かいとか具体的な避難所運営マニュアルを、特に障害者の方が避難所の中で孤立しないように、まず弱い立場の人に手当てになるような、そこを最優先に考えていただいて、避難所運営マニュアル、情報共有できるものをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと思えますけど、その辺の認識はどうでしょうかね。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんおっしゃってのとおりで、山口県が避難所運営マニュアル策定のための基本指針は出されておりますので、それに基づいた運用のマニュアルといいですか、そういったものはつくっていくべきだというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 運営マニュアルはつくっていくべきだということで、ぜひそれを

早急に手をつけていただきたいと、手がけていただきたいと、それで梅雨時期も間近です。もう直前になっていますし、いつその、最初に申しあげましたように災害が起こるかもわからない状況ですので、そこを今から検討するということじゃなくて、もう直ちに着手するというところで取り組んでいただきたいと思いますが、先ほど申しあげましたように情報共有、例えばマニュアルをつくって情報共有できたと、それで避難所を運営するというところにあっても、やっぱり障害者の方、手助けが必要な方というのが、例えば避難所の中にあつたときに、わからないというのでは、余りその、マニュアルをつくっても意味のないことなんで、そこをやっぱり避難所の皆さんが情報共有できるような、何らかの、例えばほかの自治体でいえばここへSOSカードというのがあるんですけど、このカードを見た方は介助をお願いしますというカードを持っていただいて、それはだから、そのときにというんじゃ難しいでしょうから、日ごろから持っていただいて、これを持って避難所へ行くというようなことを、対策をして、避難所の中でやっぱり手当てが必要な方を情報共有するというのも必要だと思うんですが、その辺も含めて避難所の運営マニュアルを早急に手をつけていただきたいと思いますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議員さんの言われてのとおりで、避難所運営にあっても、小規模の避難所であればそれは町の職員でということになるんでしょうが、現実に大規模災害になってきますとその運営についてはもう町の職員というわけにはいかなくなって、民間の方のお力もお借りしなきゃならないということになりますと、そういった情報を提供し、共有してもらうということは大変重要なことだと思いますので、そこら辺は調整していきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 念押しなんですけど、すぐに取り組んでいただけるという意味で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 可能な限り頑張らさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 頑張ってくださいと思いますが、それともう1点、やっぱりそういう当事者の方に意見を聞く場というのを、こうしてほしいというかいうのも当然あると思いますから、それをまずは設けていただいて、今、あるのかもしれませんが、具体的に避難所、例えば今でいったら避難所運営マニュアルはこれから直ちにつくるという中で、つくるのを行政側が一方的にこうあるべきですよというんじゃなくて、当事者の方の意見をしっかり聞いて、実効性のあるものをつくっていただきたいと思いますが、その辺の認識も当然持ち合わせておるということでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 貴重な提言として受けとらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 提言だけで終わらないで、ぜひ直ちに取り組んでいただきたいということを申し上げます。

次に、小松開作の定住促進住宅のほうに移りますが、先ほどの答弁では、これまでの答弁と若干ニュアンスが違うのかなと、非常にわかりやすいというか、そう言われればそうだなと、さすが豊永部長さんよく勉強されておられると思いますが、ちょっと確認なんですがね、液状化の検討、要するにこの地盤を3メートルほど、もともとの地盤は確かに液状化の危険性はあるということの確認されたということによろしいんですかねじゃあ。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 液状化に限定したわけではないんですけども、地質調査の結果、要は軟弱地盤があるということが確認できましたので、その対策ということで置換工法を採用いたしました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もちろん置きかえは支持力の関係もあるというのは存じ上げていますが、私が言ったのは要するに液状化に対しても懸念される地質だから、置きかえてその問題はクリアされたんですという意味でこの工法を捉えたということで、ほかのところは置いて液状化の部分でだけで考えたら、今回、液状化の質問なんでね、その部分だけで考えたらそういうことですかということですよ。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 議員さんのおっしゃるように、液状化の検討として置きかえを採用したという認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、3メートルの地盤を置きかえたから液状化については安全なんですよという判断を、評価をされているということで、それならそれで最初からそういうふうに質疑でも答弁いただければそれでよかったんですが、じゃあもう一つ、ちょっと私、先ほどの国交省の告示にある地盤条件に合致するからそういうことなんです、国交省の言う地盤条件というのは、今回、置きかえはどういうふうに置きかえされたのかちょっとわかりませんが、どの範囲で、例えば家の基礎の部分に限って置きかえされたというのであれば、ちょっと図がないからあれですけど、何百メートルという地面があって、その家が建つ区間に限って3メートルの深さだけ地盤を置きかえましたよ。それをもって、液状化というのは広い範囲でおこる

話ですから、その広い範囲で起こる中で、一画の地盤を置きかえたことで液状化に対して安全といえるそういったこの告示なんではないかな。ちょっとそこを理解できないんですけど。

家を建てる場所だけの断面でいえば、確かに今の告示でいう3メートルを置きかえて、粒子が変わったから大丈夫なんですよという告示に合致しちよるんかもしれないんですけど、広い全体で言ったときに周りも液状化が起きるんですから、その中で家が建っている部分だけ、ぽんと浮き上がるということは考えられないですかね。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんの御質問ですが、敷地全体の地盤を置きかえたということでございます。ただ、その外側を含めての液状化ということになると、それについての対策というのは施しておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 何を言いたいかといったら、要するにこれで安全なんですよと、液状化に対してもちゃんと対策を講じていると、安全率をクリアしているから安全なんですよということを言えるかどうか、そこだけなんですけど、それはもうこれまでの御答弁で、液状化に対しても安全であるということを明言してよろしいということですかね。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 敷地に限ってというか、地盤改良した部分に限ってということはどうしても前提としてはつきますけれども、液状化対策は施して、私の認識としてはどうか、大丈夫というふうに理解しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 繰り返しになるんですが、要するに液状化というのはそういう狭い範囲の話じゃなくて、地盤全体の話なんじゃないんですかというそういうことを踏まえて、液状化については今の設計、対策工法で安全と言えるということによろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ボーリングで土質調査をやった結果に軟弱地盤があるということですから、その対策として国土交通省の告示等を活用し、さらには土木学会の液状化対策の一工法として示されておる置換工法を採用して、そして、今、御質問がありました家のところだけなのかということでしたが、今回、町が造成した敷地全てを置きかえておるということでありますので、これはもう液状化の対策ができておるものというふうに私たちは理解をいたしております。

今、豊永部長が申しあげましたように、今回建てる若者定住促進住宅の敷地というのは、本当にあの敷地でいえば限られたところでございますから、その隣にはもう広大な土地があるわけで

すから、そこからの影響があるかどうかというところまでは当然確認できておりませんし、隣には道路がある、その隣には民地がずっと広がっておるわけですから、私たちが造成した4区画分については、液状化対策は済んでおるといふふうに認識をしておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 確認なんですけど、だから今の、これからできる定住促進住宅は、液状化に対しては安全なんですよということによろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 3月の第1回定例会とか、2月の臨時会のとときの答弁で、若干、舌足らずなところがあったんではないかと思います。というのは何かと言いますと、液状化の検討はしていないがという質問にもありますが、液状化の検討はしていないというふうな文言があったというふうなことになりますが、これは液状化の恐れがあるということで、今、申しあげましたような国土交通省のマニュアルによるもの、または土木学会のマニュアルによるものによる液状化対策の一工法として示されておるもので対策を行ったので、その後の液状化に対する検討は行っていませんというふうな答弁だったというふうに理解をしていただきたいと思います。それを要するに、言葉をとってみますと、液状化の検討はしていないということにとれるわけですが、実はそういうことじゃなくて、その工法を採用して、工法で施工して、液状化対策を行ったのであるから、その後の液状化の検討は行ってないという意味でというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、町内のごみ対策についてお聞きしますが、生活ごみ、家庭ごみについてももう少しお聞きしたいと思いますが、収集体制は現状を維持するという御答弁だったと思いますが、高齢化が進んでなかなかその、今まで決められたごみステーションというんですか、ごみ集積場所にごみを出しに行くということも、ひとり暮らしのお年寄りにとっては大変な負担になっているというふうに思いますし、その前に、今のごみの収集体制というんですか、これは従前のままずっときて、これはいつどういうふうに決められたのかわかりませんが、それは自治会単位で置いているんですよとか、例えば面積で1カ所置いているんですよとか、何かそういった基準というか、何かの方法で決めていると思うんですが、あとで質問しますが、私はちょっと現状にそぐわないんじゃないか、高齢化もあわせてね。そういうことで今のごみの収集体制がどういったプロセスで決められてきているのかというところを、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問でございますが、細かいところまで

は承知しておりませんが、原則、1自治会1カ所というふう聞いております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 環境生活部長さんが私はよく知らないんですがということじゃあ、ちょっとまずいと思うんですが、やっぱりそこは何らかの根拠を持って、私は当然決められるべきものだろうと思うんですよ。

現実を言えば、今までの慣習というんですか、既成事実を踏襲してやっているということなんでしょうけど、本当にそれが実態に合っているのかどうか、問題ないのかどうか、先ほど言いましたように高齢者が増えてそこへ出すまでに苦慮する実態もあると。それを例えば、極端な話で言えば、戸別収集している自治体もあるわけですよ。だから今の方法が絶対じゃあなくて、それは改良の余地もあるし検討の余地もある、場合によっちゃあそれは、今のじゃあ正しくないというんだったら、今のを縮小せんにゃあいけんのんかという議論もあるかもしれません。でも現状を見る限り、もっときめの細かい収集運搬体制を引く、そういった必要性も、今、あるんじゃないかと。それをだから、今までこうだからということで、何の問題意識も持たず改善もしないという話じゃあないと思うんで、そこら辺をどう考えていくのか、その辺を今後検討されていく余地があるのかどうか、もう一切このままずっと変えませんかよというのか、今後少しはというのか、実態に合わせて検討していく可能性があるのかどうか、その辺の御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ごみのステーションの問題なんですけど、今、部長のほうから答弁したのは、原則的に1自治会1カ所というふうな、ただ自治会という捉え方も旧町ごとに見ても、全然その規模が違うわけですよ。旧橋町では自治会が28、旧久賀町では45、旧東和町では98かな、旧大島町では102というふうに全然自治会の数も違うわけですから、それを画一的に1カ所だというのも何か変な話ではあると思います。ただ、合併時に旧町でステーション置いておったところを原則として、それ以上、例えば増やしてほしいというのがこれまでも何回か要望はあったように私も聞いておりますが、しかしながら、それを増やし始めると際限なく増えていくのではないかと懸念もあります。

それともう一つは、やっぱり収集を1日にこの区域、1日にこの区域ということで、1週間で計画を立てておりますが、それがさらに収集運搬車の台数とか人を増やさなければ収集できなくなるとかいうような部分があって、今まで要望があればすぐ増やすということはしていなかったというふうに思っております。

ただ、全くなかったかということ、若干それは特殊な、1キロも離れちよるところへ持って行くというような場面もあったようで、そのところには増設したという例もないことはないと思いますが、ただ、今、田中議員さんが御質問されておる今のステーションのままでいいのかということ

については、今、既に白木半島のコミュニティー協議会でもいろいろ話が出ておりますが、例えば高齢者ひとり暮らしの方、またはある程度、生活弱者と言われるような方々がごみを出すのがすごく大変だというようなことで、有償無償のサービスをつけようかとかというような議論も起こっているような状況でございます。

それから、例えばそこがきちんとできれば、また、それはそれで対応できるのではないかと思います。そういうことが全てに均一にできるとは思えませんので、そうしたときに例えばじゃあもう少しステーションの数を増やしてできるだけ、住宅のすぐ隣にある方はいいと思うんですが、それからずっと離れちよる住宅の方からにとれば、やっぱりステーションはもう少し近くのほうがいいよということは当然あると思います。それをやるのであれば、町内総合的に全体として見直すということをしなければ、部分部分のとこだけをやってしまうと大変大きな混乱を招くのではないかと思います。

ただ、高齢化率が50%を超して、なおかつさらに高齢者の中の3分の2が後期高齢者であるというような状況を考えますと、やっぱりその、ごみを出すこと自体がものすごく困難になっているという町民の皆様方もおるといふにいろいろ情報としては聞いております。そこを考えますと、ごみステーションのことを増設するということになれば、やっぱりトータルで全体的な考え方からやらなければならないし、もし仮にもっともっと近くで、戸別に収集しているところもあるという話がありましたが、それはちょっと置いておきまして、近く近くで収集ステーションができるということになりますと、収集車の数も今のままでは当然できないし、または収集運搬する職員も当然増やさなければならないし、また、1日で収集できる今の計画のままではできないということもありますので、そういう問題も既に起こりつつあるという現状を踏まえて、これからもう少し基本的な資料、調査、そこから検討していかなければならない状況であろうと思いますので、もう少し地域全体の勉強をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まさに今、町長さんが言われたように、全体の話で、私も別に戸別にここに1個増やしてくれという話をしてではなくて、全体の話で、ごみの問題は収集運搬に限らず、処理の問題、単に集めて処分するという方法からもっと見直さないけんのかな。

要するに、私は今までの仕組みをそのまま踏襲するんじゃなくて、時代にあわせていろんなことを、ごみの問題に限らず、いろんなことを考えていかなきゃいけない時代なんじゃないかなというふうなことを申し上げたいわけで、焼却場なんかでもいずれ耐用年数が来るわけですから、そのときに例えば、これまでどおりの焼却場をつくり直すのか、それとも今、サーマルリサイクルとかいう方法もありますんで、そういったことを取り入れたものにするのか、それは今のうち

にいろいろ検討しとかんとそのときになってできる問題ではありませんし、収集運搬についても、この時代ですからICTというんですかね、活用して、ルート of 把握、ごみの把握、そういったこともできる時代ですので、それは単にごみ収集だけの話じゃなくて、例えば防災上のデータとしても使えるし、何ていうんですか、今、一番大島で必要なことだと思うんですが、地域交通の問題、そういったことにも波及するとか利用できることなんで、その辺は環境生活部だけということじゃなくて、町としてその辺はまさに全体的に考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時58分休憩

.....

午後 2 時09分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4 番、砂田雅一議員。

○議員（4 番 砂田 雅一君） 大きな柱で3つの問題についてお伺いいたします。

まず、就学援助制度について伺います。

ちょうど2年前の6月議会において、準要保護の入学準備金について制度の紹介の文書を、小中学校に入学後の6月ごろに保護者に渡すのではなく、実際に入学準備に間に合うように時期を早めることをお願いをいたしました。今では前年の10月ごろ申請書が渡され、翌年3月に入学準備金が保護者に渡されています。今、社会問題にもなっている子供の貧困対策としても、有効な施策として歓迎いたします。

きょうはこの問題のさらなる拡充策として、1年生から2年、3年生と進級する際にも、全員の保護者に対して就学援助制度のわかりやすく詳しい紹介と、問い合わせ窓口などを周知徹底していただくことをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

現在、本町での準要保護制度の進級する際の徹底方法は、1年生の入学時に準要保護の対象だった保護者に対してだけ、進級に際して制度の利用の確認を行っているとのことでした。また、町の広報の3月号に毎年制度の紹介が一度掲載される、さらに町のホームページにも制度の簡単な紹介がされています。これをさらに徹底する方法として、進級する際に全ての保護者に対して詳しくまたわかりやすい書面を配ることを求めます。

また、周防大島町のホームページについても、就学時の制度の紹介のように援助の対象になる世帯の説明や申請書の様式、記入例なども掲載するなど、さらなる制度の内容の徹底を求めます。



次に、個人情報の保護について伺います。

現在本町では、自衛隊員の募集のために18歳や22歳の青年の名簿や住所などの個人情報を、閲覧ではなく紙媒体で自衛隊に提供しているとのことですが、これは自衛隊法施行令120条に基づいているものと思われます。

通告書には110条と記載しているものもありますが、120条の誤りであり訂正します。

この120条は、市町村に名簿の提出を強制しているものではなく、あくまでも市町村長に対し資料の提出を求めることができるとしているものであり、町の立場から言えばあくまでも任意のはずです。

一方、町が保管把握している個人情報を義務もないのにいたずらにほかの機関に提供することは、個人情報の保護の観点から到底認められることではありません。周防大島町個人情報保護条例では第1条に、その目的として町民の基本的人権を擁護し、もって信頼される町政を実現することが目的であるとしています。

個人の名簿はその基本的人権の代表格であり、それを町の判断で義務もない機関に提出するなど到底信頼される町政になるとは言えません。町民の個人情報を守る義務と責任がある町長が、提出の義務もないところに個人情報や紙媒体や電磁的記録で提供することはやめるべきだと思いますがいかがでしょうか。

3つ目に、米軍機の騒音について、住民の安心・安全を求める立場から、特に13日の行政の報告の中身ともかかわりながらお伺いをいたします。

1年前に空母艦載機の岩国基地への移駐が実施され、米軍岩国基地は東アジア最大の基地になっていることは周知の事実です。艦載機移駐に対して、町長は苦渋の決断としながらも移駐を認め、その見返りとしての交付金の充実を求めました。

爆音は明らかにひどくなっているというのは、行政報告でも町長も認め、町民の皆さんも感じていることです。そのことは、騒音測定器による数値でも明らかに裏付けられています。

このほど県市町基地関連、市町推進協議会ですか、がまとめた資料によりますと、艦載機が移駐する前の2017年度と移駐後の2018年度のW値を比べると、三蒲、久賀、浮島でそれぞれの測定値が全て増えています。

三蒲では、2017年度ではW値が70を超えている月はわずか1カ月でしたけれども、移駐後の2018年度には3カ月に増えています。また、2017年の12月から新たに測定結果が表示されている大島中学校の測定値は、三蒲の測定値に近い結果になっており、屋代、小松地区を中心とする着陸コースの真下にあたる地域の騒音が高いことがわかります。

役場への苦情件数でも、2018年度で最も苦情件数が多かったのは昨年5月の28件でした。1年間の合計が89件で、5月の28件というのはその全体の31.4%が5月に集中していた

こととなりますが、今年度は既に4月だけで44件の苦情が寄せられています。これは4月22日から25日の間に行われた訓練による激しい騒音があったからです。事実、4月の44件の苦情のうち、4月22日から25日の間の苦情件数は32件になっています。4月の苦情件数の約73%がこの間に集中しています。

FCLPのようなと言われている訓練は、5月7日から始まったと言われています。大島の苦情件数でも、5月7日は8件、8日が4件、9日が5件と、その日程と符合していますが、4月22日から25日にかけての苦情件数ほどではありません。この4月22日からの爆音のほうに皆さんがうるさいとたくさんの苦情を寄せている。この訓練は一体何だったのかと把握しているのでしょうか。5月7日からFCLPもどきの訓練と同じものと把握しているのかどうか、まず伺います。

今議会の初日行政報告で町長は、三蒲と浮島で数値が増えて住民生活に影響を及ぼしている、多くの苦情が寄せられている、このことから政府や政府を通じて米軍に対する要請を行ったと報告されました。

これまで本町は、岩国基地での着艦訓練には反対の立場をとってきましたし、そのように要請もしてきたと思いますが、今回の訓練のような激しい騒音を伴うものについてどのようにお考えなのか。仮にFCLPではなくてもそういう訓練はやめてくれ、そういう要望が必要だと思いますがいかがでしょうか。

政府や米軍に要請したことそのものを否定するものではありませんが、今回のようにFCLPではなくても激しい爆音の訓練は岩国基地で行わないよう要請したのかどうかもあわせて伺います。

同じく行政報告の中で町長は、5月8日には基地関連県市町連絡協議会が国を通じて米軍に要請した、また、6月6日には騒音対策や地域振興策を防衛省に要望したとのことでした。

5月8日の要請は、FCLPを岩国基地を予備施設としないで硫黄島で行うこと、夜11時以降は飛ばないこと、11時以降に飛ばす場合は事前連絡をすること、可能な限り騒音の軽減に努める、これらを町長は要望したと報告されました。しかし、これらはどれもこれも散々これまで要望してきたことではないでしょうか。しかし、一向に騒音は収まらないどころか、今回のように激しさを増しています。

岩国基地では、FCLPをしないように要望してもFCLPもどきの訓練は行ってしまふ。住民の騒音に対する苦情は激しくなるばかりではありませんか。こういう要望で本当に効果があるのでしょうか。米軍機が大島の住宅地上空を飛ばないよう要望していくことについて伺うことも事前に通告していましたが、時間があればということにさせていただきます。

なお、行政報告でされた艦載機移駐後の航空機騒音の状況等については、繰り返し答弁するに

は及びませんのでよろしくお願いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、砂田議員さんの、個人情報の保護についてという御質問からお答えをしたいと思います。

自衛隊は、我が国の平和維持という崇高な任務を行う一方、大規模災害時の救援活動など、国民の安心・安全に大きな役割を果たしております。特に災害派遣につきましては御存じのとおり、昨年10月22日の大島大橋外国船衝突事故では、約2週間にわたり、本町での給水活動を支えていただいたところでございます。

自衛官の募集に関しまして、紙媒体での情報提供は認められないので中止を求めるという御質問でございましたが、自衛官の募集は自衛隊法第97条により、都道府県知事及び市町村長は自衛官の募集にかかる事務の一部を行うとされており、同法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると定められているところでございます。

議員さんの御指摘でございますように、同法施行令第120条では、資料の提供を求めることができるとされておりまして、それに対して市町村長は資料を提供しなければならないというふうなことは明記されておりません。最終的にはそれぞれの自治体の判断であるというふうにご考慮しておるところでございます。

本町につきましては、防衛大臣から自衛官募集等の推進についての依頼通知に基づきまして、また、募集対象者情報が自衛官募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については防衛省において個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理されているとの判断から、紙媒体での情報提供を行っているところでございます。

今後につきましても、防衛大臣から資料の提出依頼があれば、同様の考えから情報提供を行う考えでございますが、自衛官募集を取り巻く環境の変化や県内市町の状況等により、情報提供の手法について検討した上で、適切に対応したいと考えているところでございます。

次に、米軍機の騒音について御質問をいただきましたので、お答えをしていきたいと思っております。

議員さんから3点ほど御質問をいただいておりますが、まず第1点目の、岩国基地所属の米軍機による爆音が町民の生活に大きな被害を与えたことについての御質問でもございます。

議会初日に行政報告をいたしましたとおり、空母艦載機の移駐が完了して丸1年が経過したことから、山口県基地関係県市町連絡協議会におきまして騒音の検証等が整理されたところでございます。

この検証結果によりますと、移駐前と移駐完了後と比較いたしますと、地域や時期による差は

当然でございますが、基地周辺や航空機の飛行ルートにある三蒲、浮島では騒音が増加し、住民生活に影響を及ぼしているとのことであり、私もそのように認識をしているところでございます。

そういったことに対しまして、米軍基地周辺の自治体として町民の安心・安全を確保し、快適な生活環境を守らなければならないという責務もあり、移駐後に騒音が増大している地域があることに対しまして大きな懸念を持っており、今後も引き続き町民の皆様や議会の御意見を伺いながら、国に対して言うべきことは厳しく申し上げ、町民の不安解消に全力で取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

先ほどもお話がありましたように、今月6日にも山口県知事、そして基地議員連盟連絡協議会の会長である柳居議長、そして岩国市長、和木町長、そして私、議会のほうからは周防大島町の基地議連の会長である荒川議長、そして基地問題特別対策委員会の久保委員長にも同行いただきまして、岩屋防衛大臣をはじめ、外務省、そして官邸で官房長官にも御要望させていただきましたが、米軍岩国基地の騒音軽減対策や地域振興策の確実な実施などを要望してまいったところでございます。

次に2点目の、今回の訓練をどのように考えているかという御質問でございますが、本年5月7日に防衛省が、在日米軍司令部から硫黄島において空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練、FCLPを5月9日から5月19日に実施する予定である旨の通知があり、5月20日には着陸訓練FCLPは訓練期間中に終了したという通知を受け取っております。

4月23日前後の騒音につきましては、事実上のFCLPではないかとの指摘につきましては、先ほど申し上げましたとおり、FCLPは5月9日から5月19日に硫黄島で実施されており、騒音が大きかった4月23日前後は着陸訓練ではないとの説明を受けております。しかしながら、事実4月23日前後は騒音がかなりひどく、本町をはじめ関係市町には多くの苦情が寄せられております。

そのような状況において、6月6日に政府に対しましてFCLPの直前に行われる訓練のような集中的な飛行訓練について、岩国基地周辺での実施の緩和や訓練場所の分散など騒音軽減措置を実施すること、また、FCLPの予備施設指定からの除外や恒常的な訓練施設の早期整備等、住民の不安解消に向けた措置の実施などを盛り込んだ特別要望を行ったところでございます。

砂田議員さんがおっしゃられるように、本町は県や関係市町と同様に、以前から岩国基地でのFCLPや夜間着陸訓練NLP等の激しい騒音被害をもたらす離着陸訓練の実施は認められないとの基本姿勢であり、今後もその姿勢にかわりはございません。

3点目でございますが、艦載機の移駐に対する態度を見直すべきとの御質問でございますが、私は昨年の6月27日の本会議におきまして、さまざまな状況を総合的に判断し、周防大島町長として苦渋の選択ではございましたが、移駐を受け入れざるを得ないとの結論を出させていただ

きました。

その後、昨年3月に移駐が完了し、本年3月で丸1年を迎えたわけでございます。先ほども申し上げましたとおりでございますが、移駐前後の比較では基地周辺や航空機の飛行ルートにある三蒲、浮島等では騒音が増加し、住民生活に影響を及ぼしているとの検証結果であり、実際に町民の方々からも苦情も大幅に増えている状況であります。私も大変大きな懸念を持っているところでございます。

移駐に対する考えは変わっておりませんが、私は町民の安心・安全を確保する責務があるということですので、引き続き、国や岩国基地側に対しまして騒音の軽減対策など、県及び関係市町と連携しながらしっかりと求めていき、町民の不安解消に向け全力で取り組んでいく考えでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 砂田議員さんの、就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、町内小中学校の児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人に対して援助する体制を整えております。これまで本制度については町の広報とホームページでお知らせするとともに、小学校新入時につきましては10月ごろに実施する就学時健康診断の場で資料をお配りし、中学校新入生については、小学校6年の10月ごろに各小学校を通して保護者の方全員に申請書等の資料を配付しております。

また、小学校中学校に入学する段階で経費等が必要であることから、平成30年度の入学児童生徒から、入学前の3月に入学準備に係る就学援助費を支給できる仕組みに改善を図ったところでございます。

御指摘のありました進級時の周知につきましては、今後、この制度の一層の周知をすることが必要であることから、今年度から小中学校の進級対象者を含めた全保護者への配付を行うとともに、あわせて配付文書の内容等についても、一層わかりやすい内容にするよう心がけてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 就学援助の件についてからですが、ちょうど2年前に、文科省が全国の市町村にアンケート調査をして、その結果がインターネットに掲載されているんですが、就学援助制度の周知方法ということで、教育委員会のウェブサイトには制度を掲載、イとして、自治体の広報紙等に制度を掲載、就学案内の書類に記載とか、これが9種類、いろんな制度をこういうふうにやってるかっていうところに丸をつける。

それが各市町村別になっているので、つまり市町村ごとにこの丸の数が多ければいろんな施策をやっているということで、これが私、前回聞いたときが平成26年の資料で、そのときは周防大

島町はこの丸が1個でした。

今は平成29年、3年後になりますね。3年後には全く同じ9つの周知方法のうち、周防大島町は1つから3つに増えているということで、これは大変な前進としていいことだと思います。

新たに、数年前からこの周知方法とともに申請書の配付方法をどういうふうにしてるかということで、これも7つの例をとって各市町ごとに調査をしています。例えば、アイウエオってあるんですが、アとして各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配付とか、イのところは希望者に各学校から申請書を配付のところが、希望者に教育委員会から申請書を配付するとか、そういうことで7種類やって、最後にアイウエオカキクケコのキがその他というところで、これが各市町村で独自に、私のところはこういう施策をしていますということで、これは山口県だけですが、文科省のホームページには全国の市町村全部書いてありますので、いろんなことをやっています。

こういうものを参考にさせていただいて、今、教育長の答弁にありました、さらなる工夫をしていくという姿勢の御答弁だったというふうに理解しているので、こういうものを参考にしながらぜひこの丸が増えていくように努力していただくことをお願いをしたいと思います。短く答弁があれば。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） ただいまの砂田議員さんからの就学援助制度に関しまして、文科省からの周知方法や資料配付方法等の公開された資料を参考にということでございますけれども、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ先に、米軍基地の騒音について伺いたいと思います。ちょっとこちらのほうが時間がかかりそうなので。

4月22日からのFCLP、またはFCLPの事前訓練とかではなかったというふうに町としては把握しているということでしたが、そうすると通常の訓練だったというふうに理解していらっしゃるのですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 県の基地対策室の発言からも、そういうふうに受けとめております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、FCLPが洋上では9日から行われて、7日からは岩国基地で事前の訓練が行われて、これもすさまじい騒音、爆音だったと。このときは北側にジェット機が展開していったので、4月22日から前後のうるさは大島では感じなかった。それにしても7日、8日、9日と7件から8件、5件の苦情が寄せられてたわけです。

これこうした、私が住んでる旧橋の日前は、本当に5分もたたないうちにものすごい爆音で、何度も夜まで、夜中まで大変なうるささでした。もう翌日は、本当近所の方々、あれは何じゃつたんじゃろかみたいな、そういう声が農作業しながらそれを話したわけですが、通常の訓練でああいうことがされるというのは、これは極力抑えてくれというような要望ではなくて、事実上FCLPのよううるささと言ってもいいんじゃないか、FCLPまたは事前訓練のよううるささ、それはやらないでくれと言ってたようなそういう訓練が岩国で展開されたと。22日前後です、22日から25日まで。それは極力抑えてくれじゃなくて、もうああいう訓練はやめてくれと、大迷惑だと、そういう要望をしていくべきではないですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） FCLPの訓練であろうとも、のような訓練であろうとも、当然ながら私どもとしては関係機関を通じて抑制をしてくれということは申し上げておりますし、今後ともそれは続けていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） だけど、やめてくれとはまだ言ってないわけですよ。先ほどの答弁では、抑えてくれという要望はしたが、ああいう訓練はもうすごい迷惑だったと、町長もできるだけ町民の皆さんのそういう声に寄り添うというふうにさっきおっしゃったけれども、町民の声は、いやあれは何ぼなんでもひど過ぎるよというのが声ですよ。その点どうですか。ああいう訓練はもうだめだと、二度とああいう訓練はしてくれるなど、そういう要望はしていくのかいかないのですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回につきましても、FCLPのようなものというふうな想定のもとに要望も申し上げてると思いますが、しかしながらその訓練がFCLPだろうと何だろうと、騒音が大きく発生するということが一番困るということでございますので、その訓練の内容というのは私たちがいろいろそうではないのかというふうな確かめ方をしても、運用上の問題であるということで、訓練の内容が公表されることはこれまでもありませんし、今回もないと思います。

そうなりますと、やはりどういう訓練だろうととにかく騒音を軽減してくれ、低減してくれということが一番だと思いますので、例えば集中的にその日にやるとかいうのであれば日にちを分散するとか、または岩国基地だけではなくて他の基地も活用して、分散してから訓練をするとかいうふうな方法ができないのかというふうな要望は、今回も県市町基地連絡協議会で当然要望はいたしておるところでございます。

ただ、FCLPなのか何なのか着艦訓練なのかということは、いろいろ新聞報道等では、あれはFCLPのようなものだったというふうなことも出ておりますが、私たちもそこをきちんと検

証することができない立場なので、いずれにしても訓練の内容よりも何よりも騒音を軽減してくれ、低減していただくということが要望の筋だと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） だから、私は本来ならば専門家なども交えて、一体どういう訓練だったのかと。いろんな報道によりますと、光学式の誘導灯ですか、7日のときはそれを基地に設置をして、それは空母に設置されてるもので、パイロットがそれを見ながら自分の機体を制御していくという、そういう光学式のライトが横と縦に並んでる、そういうものも今回は岩国基地でやったと。22日から25日は、そういうものが基地にあったと把握してますか、なかったと把握してますか。それから、22日から25日までの飛行コースについてはどういうふうに把握してますか。

それらはやはり、判断できんて言うんであれば判断できるような人を交えて、飛行コースがわかればうるさいところのわかるわけですから、抑えてくれて言うんであればその飛行コースも把握をしてその地域の人たちに教えていくという具体的な行動がなければ、何回こういうことを要望したって何も変わらないと思うんですよね。

そういう調査、今町長おっしゃった自分たちじゃ判断できないと言うんであればそういうことをやると、その飛行コースも把握した上で、うるさい地域を特定していくというおつもりがあるのかどうか、いかがですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） ただいまの砂田議員さんの御質問なんですが、要は把握しとったかしてないかということに関しましては、うちのほうでは具体的な把握はしておりません。

要望については、県及び関係市町でつくる協議会等でまた引き続き協議のほうはしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） 余りこう、住民の心に寄り添った対応とは私は言い難いような気がします。

先ほどの検証結果、県市町何ちゃら協議会が出したこの中に、平成30年の4月17日は測定値がある岩国を含めた全部の中で三蒲が一番高い、騒音がですね。81.6Wです。

それから5月8日は大島、つまり大島中学校についてるところが84.9、それからその日の三蒲が83.8、もともと防衛省が出した騒音の予測コンターが大島周辺は70Wだったんですね。その70Wからはるかに高い81とか84、ほぼ85ですよね。これぐらいのW値が記録されてるっていうのは、これはもう本当に異常なことだと私は思います。

民家防音の対象になる地域が75Wですから、もうそれをはるかに上回る。こんな状態になっ



てるのに、旧態依然の要望で済まそうとしてるとするのは、私はやっぱり 納得できないところであります。

もう一つ伺いますが、22日から25日の間に多くの苦情が来てますが、この4月22日から25日の間の役場への苦情の中身、あるいはいろんな声も中にはあったと思うんですが、それから5月7日以降の苦情、それがどういう声があったのか、4月と5月の苦情を寄せていた人が住んでた、ここの地がうるさいというその地域がどういうふうになら4月と5月で違うのか、それらをちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） ただいまの砂田議員さんからのお尋ねでございますが、4月22日から25日の間の苦情ですが、先ほど議員さんも言われましたように、その間32件の苦情が町のほうに寄せられております。その中で、やはり苦情が寄せられた方の地区のほうを先にお答えいたしますと、やはり小松地区が多い、その次に日前と三蒲というふうになっております。5月につきましては、やはり小松が一番多い。その次に東和の西方地区が多いというふうになら苦情が寄せられております。

中身につきましては、やはり電話で寄せられた苦情というのは騒音がやかましいからどうかしてほしいというような声と、夜間での飛行をやめてほしい、それと中には小さなお子さんをお持ちの母親からですね、これはメールで来たんですが子供が寝かしつけられないとか、あと高齢者においてはちょっと不安を覚えているからその辺を防衛省のほうに伝えてくれというような内容がほとんどでございました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） こればかりやってるとあとができないので、先ほどから言うように、こういうことが起こると騒音の軽減に努めるように申し入れるとかそういうことの繰り返しなんで、どうも私はこれでは進展しきれないんじゃないかというふうに思うんです。

昨年ですか、全国知事会が提言を出しています。日米の協定ですね、協定を変えてほしいと。つまり、今国内法を米軍には適用しないというところがいっぱいあるわけですね、航空法にしても犯罪に関するものにしても、それを米軍も国内法を適用してもらいたいと、日本の自衛隊と同じように。

これはヨーロッパではもう当たり前といいますか、NATOの北大西洋条約機構なんかではそういうふうにしてるし、ベルギーでしたっけ、市町村長さんがとにかく米軍の演習は訓練はやめてくれと言えできない、いくら国が何と言おうと最小単位の首長さんがそういうふうには言え、そういう騒音が発生するような、住民に迷惑かけるような訓練はもうできないというような、そ

ういう取り決めになってるところもある。全国知事会の提言というのは町長は中身は御存じでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 全国知事会というのは、それは全国の基地のある知事さんの集まりで、いろいろなタイプがありましてそういうことがあると思いますが、その中で共通的な対策対応を求めるということで、このように全国知事会からの要望も7月27日付の私も把握はいたしておりますが、このように知事会は知事会としてそのように要望要請もしておりますし、また、岩国基地に関するものであればやはり山口県と岩国の周辺の市町とあわせて、そしてまた、当然ながら議会の皆さん方も協力していただいて、一緒になってこのような対策対応を求めていくというのが現実的なことではないかと思っております。全国知事会の7月の提言につきましては、把握はいたしております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 御存じであればこの全国知事会、7月27日付ですね、4つの具体的な提言というのがありますが、これがもし実現されれば今の騒音に対しても一定の打開、大きな、今まで関係市町が寄ってたかって要望してきた以上の解決策になるというふうに私は思いますけれども、町長はどういうふうに思いますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 4つの提言の中の3番目でございますが、航空機騒音規制措置については周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うことということでありますので、当然ながらこれが実施されれば岩国市周辺の騒音の軽減にもつながるものだというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあ2番目の個人情報の保護について、あと15分ぐらいですかね。周辺自治体を見ながらと、じゃけど当面はこのまま続けていくという答弁じゃなかったかなと思います。

この若い人たちの名簿、主に大島で問題になるとすれば高校を卒業する人たち、または商船の子供たち、二十歳ですかね商船は、のことが問題になるかと思いますが、町長はこういう人たちの個人情報を守る義務がある、責任があると私は思いますが、町長はそれはあると思いますか。いや、そがなものはわしにはないって思うのかあるとお考えか、そこはどうですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 個人情報の保護に関する法規を遵守すべき立場にあるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） それならやっぱり私が最初に言ったように、個人情報を守る義務も責任もある人が渡す義務もない人に個人情報を渡すというのは、客観的に見てもおかしい話だと私は思います。

全国的には、これは朝日新聞のデジタル版のデータですが、大方が提出をしていない、全国的にはですね、たしか36%ぐらい、提出してるのは少数です。提出していないほうが圧倒的に高い。だから安倍首相も6割の自治体は協力せんと、だから憲法改正が必要だというような発言をされたんだと思いますが、大方の自治体はそこはやはり個人情報だという判断しています。

山口県は残念ながら逆なんですよね、提出しているほうが多数ですね11自治体。ただね、これは宇部市はことしの5月に宇部市の個人情報保護条例にある、周防大島町では11条にあります。審議会というのを開いて、その審議会の結論として、これは個人情報を出す義務のないものだということで、そういう答申をしたというのが報道されています。だからおそらく、まだ結論は聞いてないですが、出す義務がないと答申しながら提出するということは考えられないので、この地図は若干変わってくるのではないかと思うんですね。

そういう意味で、保守王国と言われている山口県でも周辺自治体の情勢を見ると言うのであれば、ほぼ拮抗しているというふうに見てもいいような気がしますし、先ほどから申し上げているように、守る義務があるのであればその義務を通すということが法令遵守の立場でもあると思うんですね。なぜその義務もない者に渡すことが大事なのか、そこは今の答弁の話では理解はできませんし、結論を理解するものではないと思います。

先ほどの宇部の新聞記事が出てきましたが、審議会の結論が、自衛隊からの依頼は法令上の定めも公益上の理由などもあるとは言い難く、紙、電子媒体で提供すべきではないというふうには、これがどう読んでもそういうふうになるというふうに私は思いますが、もう検討の余地もなく提出し続けるということでは理解していいですか。検討する余地がありますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほどの繰り返しになりますが、法の施行令120条で資料の提供を求めることができるとされており、それに対し市町村長は提供しなければならないということはまさに明記されておられません。ということになりますと、最終的には自治体の判断というふうに考えておるわけでございます。

そこで、今おっしゃられましたように閲覧ならいいんだけど紙ではだめとか、電子媒体ではだめということもなかなか理解しがたいところがあると思います。閲覧であろうとも書き写してしまえば個人情報が全部そこに出てしまうということですから、閲覧なのか紙媒体なのか電子媒体なのかということとはよく議論されていると思いますが、今、町が出してるのは紙媒体でございます。

が、紙媒体であることをもって情報の秘匿性が特別変わるというものではないというふうに私は感じておるわけでございます。

そこで、それはなぜかと言いますと、自衛官募集の推進についての依頼通知または自衛隊の募集者情報が、自衛官募集業務においてのみ適切に使用するということである。そしてその管理については、当然のことながら防衛省において個人情報保護に関する法規をきちんと遵守して厳正に管理されているという判断から紙媒体での情報を行ってるところで、これまでもそうであったわけですがそういうことだというふうに考えております。

そこで、先ほど議員さんがおっしゃられた、それじゃあ別の自治体では紙媒体ではなくて閲覧ということもやめるのか、または閲覧はオーケーだけど紙媒体はだめだと、または電子媒体はだめだということなのか、そこらの線引き、または、もしそうであるならば紙媒体ではだめだけど閲覧ならいいというお考えなのか、閲覧も当然ながら情報の開示ということには余り、閲覧は開示じゃないということにはならないと思うんですね。

ですが、先ほど申し上げましたように町のほうが、市町村長が資料を提供しなければならないということはまさに法的に明記されているわけではありませんから、最終的にはそれぞれの自治体の判断だというふうに私は考えておまして、その判断に基づいてこの個人情報は適切に管理いただけるものというふうに信じておりますので、紙媒体での提出を今まで続けてきたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） その答えはもう自衛隊の人が言ってます。写したんじゃ間違うから紙媒体そのものでほしいと、これですよ。写していくのは、今ずっと何でも認めてるじゃないですか誰がやっても。選挙人名簿だって、選挙人名簿そのものをもらうことは誰だってできないし、だけど手で書き写すのであればいいよということになってる。それに右へ倣えでそこは言ってるわけです。

だけどそこをね、今議論になってるのはそこじゃないですよ、そこを議論してるんじゃない。紙媒体で提出するのが問題じゃないかと言ってるんです。じゃあ写したらええんじゃけえ紙媒体でもええじゃないかという、それは紙媒体で出してないところが言うことですよ。出してる人が、どっちだってええんじゃけえ出してもええじゃないかっていうのは、それは議論のすりかえというやつで、そういう議論には私は乗っかかりません。今言ってるのを、紙媒体で出すのはもう検討の余地もないのかと。ないんですかあるんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 当然ながら毎たび、どういう情報提供をするのかということは検討しておりますが、今後につきましてですが、防衛大臣から資料の提出依頼があれば同様の考えから情

報提供を行うという考えなんです、自衛官募集を取り巻く環境の変化とか、または、今議員さんも御指摘になりましたが、県内市町の状況等によって情報提供の手法について、それは一遍決めたんだからそのままずっとということではなくて、これからも検討した上で適切に対応していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか、はい。以上で、砂田議員の質問を終わります。  
以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。  
本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、6月21日午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。  
午後3時06分散会

---